

地方議会活性化シンポジウム 2020

配布資料

令和2年11月20日(金)

主催：総務省

共催：全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会

地方議会活性化シンポジウム2020

目次

■プログラム	1
■基調講演 資料	
穴戸 常寿 氏（東京大学大学院法学政治学研究科教授）	2
■パネルディスカッション 資料	33
佐々木 志津子 氏（新潟県見附市議会議員）	36
勢一 智子 氏（西南学院大学法学部教授）	39
中崎 和久 氏（岩手県葛巻町議会議長）	52
古川 綾 氏（福島県磐梯町議会議員）	61
吉田 栄光 氏（福島県議会議員）	73

プログラム

- 14:30 開会・総務省挨拶 総務大臣 武田 良太
- 14:35 基調講演 「Society5.0と地方議会の活性化」
宍戸 常寿 氏（東京大学大学院法学政治学研究科教授）
- 15:35 休 憩
- 15:45 パネルディスカッション「アフターコロナと地方議会－その運営のあり方と多様な人材の参画－」
コーディネーター 只野 雅人 氏（一橋大学大学院法学研究科教授）
パネリスト 佐々木 志津子 氏（新潟県見附市議会議員）
勢一 智子 氏（西南学院大学法学部教授）
中崎 和久 氏（岩手県葛巻町議会議長）
古川 綾 氏（福島県磐梯町議会議員）
吉田 栄光 氏（福島県議会議員） ※五十音順
- 17:10 質疑応答
質問者 丸山 裕次郎 氏（宮崎県議会議長）
川上 幸博 氏（島根県出雲市議会議長）
稲田 忠則 氏（熊本県益城町議会議長）
- 17:30 閉 会

基調講演

「Society5.0と地方議会の活性化」

穴戸 常寿 氏

東京大学大学院法学政治学研究科教授

Society5.0と 地方議会の活性化

2020/11/20

地方議会活性化シンポジウム2020

東京大学大学院法学政治学研究科教授

穴戸 常寿

-
- 1 はじめに
 - 2 デジタル化と今後の地方制度
 - 3 政治プロセスの構成
 - 4 地方議会の意義と可能性
 - 5 地方議会の現状と課題
 - 6 地方議会・議員の具体的なあり方の選択
 - 7 地方議会の権限・活動方法
 - 8 むすびに
-

1 はじめに

- シンポジウムの開催趣旨から
 - 住民ニーズや地域課題の多様化・複雑化
 - 人口減少社会の進展による地域の経営資源の制約
 - 地方議会の代表機能の強化
 - 多様な層の住民の議会参画の意義
 - 今般の新型コロナウイルス感染症が提起した課題

1 はじめに

- 地方議会のあり方をめぐる議論の積み重ね
 - 地方議会のあり方に関する研究会（2014年）
 - 地方議会に関する研究会（2015年）
 - 第31次地方制度調査会（2016年）
 - 地方議会・議員に関する研究会（2017年）
 - 町村議会のあり方に関する研究会（2018年）
 - 第32次地方制度調査会（2020年）
 - 地方議会・議員のあり方に関する研究会（2020年）

地方議会・議員のあり方に関する研究会報告書 概要

I 議会の現状と課題

H31統一地方選挙における無投票当選者割合：都道府県26.9%、指定都市 3.4%、市 2.7%、町村23.3%

- 1 住民の関心の低下と無投票当選の増加
・投票率の低下、無投票当選の増加の傾向
- 2 議員の構成
・性別や年齢構成の面で多様性が不足
- 3 人口減少社会における議会の役割
・住民ニーズや地域課題が多様化・複雑化

各方面での幅広い検討に資するため、一定の結論や方向性を出すことにこだわらず、各構成員から述べられた意見を幅広く紹介

II 本研究会の視点

1 議会の存在意義と多様な層の住民が参画する意義

- ・議会がその重要な役割を十分に果たすためには、多様な層の住民から選出された議員で構成される必要がある
- ・住民にとって納得感のある合意形成を進めていくためには、議会の意思決定に住民の多様な意見を反映させることが重要

2 議会の位置付けや議員の職務等

- ・議会の位置付けを法律で規定することが必要との意見 ⇒引き続き検討
- ・議員の職務等を法律で規定することが必要との意見（→これに対し、法的効果や影響等の観点から様々な意見）⇒議員のあり方について、求められる議員像や規模の違いを踏まえ引き続き検討

- ⇒ 阻害要因を取り除くだけでなく、なり手を増やすための促進の方策についても検討
- ⇒ なり手不足の要因について検討を行う際には、住民の理解を得ていることが前提

III 議会に対する住民の理解

1 議会への住民参加のあり方

- ・住民参加の取組は、議員のなり手の長期的・継続的な涵養にもつながる

【取組例】

- ①住民参加の取組の充実 ⇒ 議会モニター、政策サポーター、意見交換の場づくり等
- ②教育の場における取組 ⇒ 教育関係機関と連携し、主権者教育に取り組む
- ③情報発信の充実 ⇒ オープンデータサイトでの公開等、技術やデータを活用

2 議会における多様性の確保

- ・女性をはじめとする多様な層の住民の参画を促すための取組が必要

【取組例】 ※④について、三議長会から通知を発出

- ①女性模擬議会等の広報・啓発活動
- ②ハラスメント対策等の環境整備
- ③欠席事由の整備（出産・育児・介護等）
- ④議員の旧姓使用

IV 議員のなり手不足の要因と対応

(※)議員の職務等、議員報酬のあり方、諸費禁止の緩和、立候補環境の整備については、第32次地方制度調査会において更に検討が行われ、当面の対応について答申

(1) 議会の権能の強化等

- ・三議長会から以下について提言

- ✓ 議長への招集権の付与
- ✓ 議決事件の対象拡大
- ✓ 予算修正権の拡大
- ✓ 事務局体制の強化
- ✓ 議会図書室の有効活用など

- ⇒ 議会の位置付け等(※)とともに引き続き検討

(2) 立候補環境(※)

- ① 定数 ⇒ 住民の理解が前提
- ② 立候補に伴う休暇保障
⇒ 事業者の負担等に留意して検討

(3) 時間的な要因

- ① 柔軟な議会運営の工夫
⇒ 夜間・休日議会、通年会期の活用等
- ② 欠席事由の整備(Ⅲ. 2③再掲)

(4) 経済的な要因(※)

- ① 議員報酬 ⇒ 住民の理解が前提
- ② 厚生年金への地方議会議員の加入
⇒ 各方面において十分な議論を期待

(5) 身分に関する規定(※)

- ① 兼業・請負の禁止
⇒ 範囲の明確化、規制の緩和を検討
- ② 兼職の禁止 ⇒ 引き続き検討

V 地方議会への多様な人材の参画と選挙制度

- ・多様な人材の参画を促す上で、将来を見据えた地方議会議員選挙制度のあり方について議論
- ①投票方式 ②被選挙権
- ③選挙区 ④選挙期日
- ⑤供託金 ⑥選挙運動

- ⇒ 各方面において幅広い国民的議論を期待

VI 今後の検討の方向性

⇒ 議会のあり方、議員に求められる役割、多様な層の住民の参画などについて幅広く検討。その際には、新型コロナウイルス感染症への対応も踏まえたデジタル化への対応や団体規模に応じた議会のあり方についての新たな選択肢の提示等も含めて検討。

1 はじめに



- デジタル化の進展や新型コロナウイルス感染症拡大などを踏まえ、
- 政治プロセスの構成という抽象的な視点を立てつつ、
- 地方議会の活性化のための論点について検討する

2 デジタル化と今後の地方制度

●Society5.0

- サイバー空間とフィジカル空間の融合
- 経済成長と社会的課題解決の両立
- SDGsとの結びつき

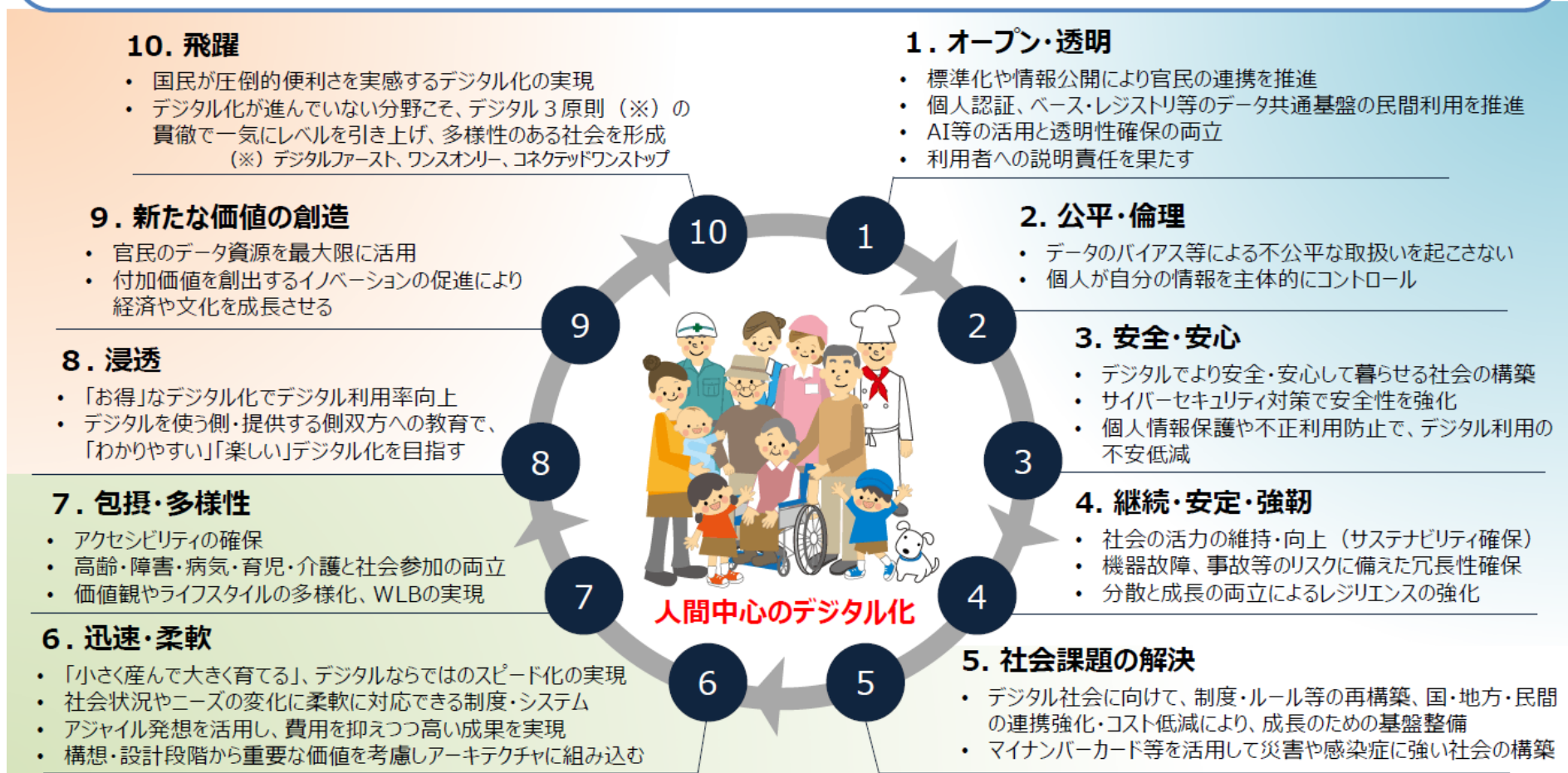


[内閣府作成]

https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/

デジタル社会の目指す方向性案（基本原則）① 10原則

- デジタル社会の形成は、多様な国民がデジタルの活用によってニーズに合ったサービスを選択でき幸せになれる、「誰一人取り残さない」「人に優しいデジタル化」を旨として進めていく
- このため、以下の10原則を、日本のデジタル社会形成の大方針とする
- 官民連携を基本とし、国は、データ利活用や連携基盤整備等の、多様な国民のニーズに応えるサービス提供に必要な環境整備を行うとともに、行政自らもユーザ視点に立った新しいサービスを提供



2 デジタル化と今後の地方制度

- 第32次地方制度調査会答申「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申

基本的な認識

- 2040年頃にかけて顕在化する変化・課題
- 新型コロナウイルス感染症のリスク・課題
- 目指すべき地方行政の姿

地方行政のデジタル化

公共私連携

地方公共団体の広域連携

地方議会

- 基本的な考え方
- 議員のなり手不足に対する検討の方向性
- 今後の検討の方向性

2 デジタル化と今後の地方制度

- 人口構造やインフラ・空間の変化と課題
- 技術の進展、ライフコースや価値観の変化・多様化、大規模災害のリスク
- 新型コロナウイルス感染症のリスク・課題
- 社会のデジタル化による対応



行政だけではなく議会も、「地域の未来予測」等を活用し、変化やリスクへの対応に役割を果たすことが求められるのではないか

3 政治プロセスの構成

- 政治プロセス（政治権力）の構成

- 一枚岩で均質的な「国民」や「住民」は観念し得ない
- 現代社会の複雑化・多様化・グローバル化を調和させつつ、社会を維持発展させることが政治プロセスの任務
- 政治家、公務員、企業・団体、市民の公共的な活動の適切な連関

3 政治プロセスの構成

- 憲法による政治プロセスのデザイン
 - 政治プロセスの目標と限界（公共の福祉・人権）
 - 構成員間のコミュニケーションと参加の保障
 - 代表機関としての議会を組織
 - 公職者の説明責任の確保
 - 正統性と責任の連鎖の制度化

3 政治プロセスの構成

- 政治プロセスの構成から見た地方自治制度
 - マクロな政治プロセスを、地方の政治プロセスと中央の政治プロセスへと分化
 - 垂直的権力分立（団体自治）
 - 身近な公共的サービスに、より参加が可能な政治プロセス（住民自治）
 - 議会と長の二元代表制



地方議会の活性化を考えるとときも立ち戻る必要

4 地方議会の意義と可能性

●議会・議員の役割一般（最判平成9・9・9民集51巻8号3850頁）

- 「憲法の採用する議会制民主主義の下においては、国会は、国民の間に存する多元的な意見及び諸々の利益を、その構成員である国会議員の自由な討論を通して調整し、究極的には多数決原理によって統一的な国家意思を形成すべき役割を担うものであり、国会がこれらの権能を有効、適切に行使するために、国会議員は、多様な国民の意向をくみつつ、国民全体の福祉の実現を目指して行動することが要請されているのである。」
- 「質疑等は、多数決原理による統一的な国家意思の形成に密接に関連し、これに影響を及ぼすべきものであり、国民の間に存する多元的な意見及び諸々の利益を反映させるべく、あらゆる面から質疑等を尽くすことも国会議員の職務ないし使命に属するものであるから、質疑等においてどのような問題を取り上げ、どのような形でこれを行うかは、国会議員の政治的判断を含む広範な裁量にゆだねられている」

4 地方議会の意義と可能性

- 地方議会と国会の対比

- 議院内閣制と首長制

- 両院制と一院制

- 選挙制度は一様でなく政党化のあり方や程度も様々



- 中央とは異なる、住民・議会・長の相互作用により代表と参加を実現することが可能

- 地方議会の具体的なあり方は制度設計と運用に柔軟に開かれており、地方公共団体の規模や地域の実情を踏まえた取り組みが可能

5 地方議会の現状と課題

地方議会・議員のあり方に関する研究会報告書の整理

●地方議会の現状

- 住民の関心・投票率の低下と無投票当選の増加
- 性別・年齢構成等で議員の多様性が不足
- 人口減少社会において、住民ニーズや地域課題が多様化・複雑化して、議会の役割は増している

5 地方議会の現状と課題

- 議会の存在意義と多様な層の住民が参画する意義
 - 議会がその重要な役割を十分に果たすためには、多様な層の住民から選出された議員で構成される必要がある
 - 住民にとって納得感のある合意形成を進めていくためには、議会の意思決定に住民の多様な意見を反映させることが重要



「民主主義の学校」である地方議会の現状と課題は、
政治プロセス全体の現状と課題そのもの

5 地方議会の現状と課題

- これまでの取組

- 住民参加（議会モニター、政策サポーター、意見交換の場づくり、主権者教育、情報発信の強化）
- 多様性の確保（女性模擬議会、ハラスメント対策、欠席事由の整備、旧姓使用）

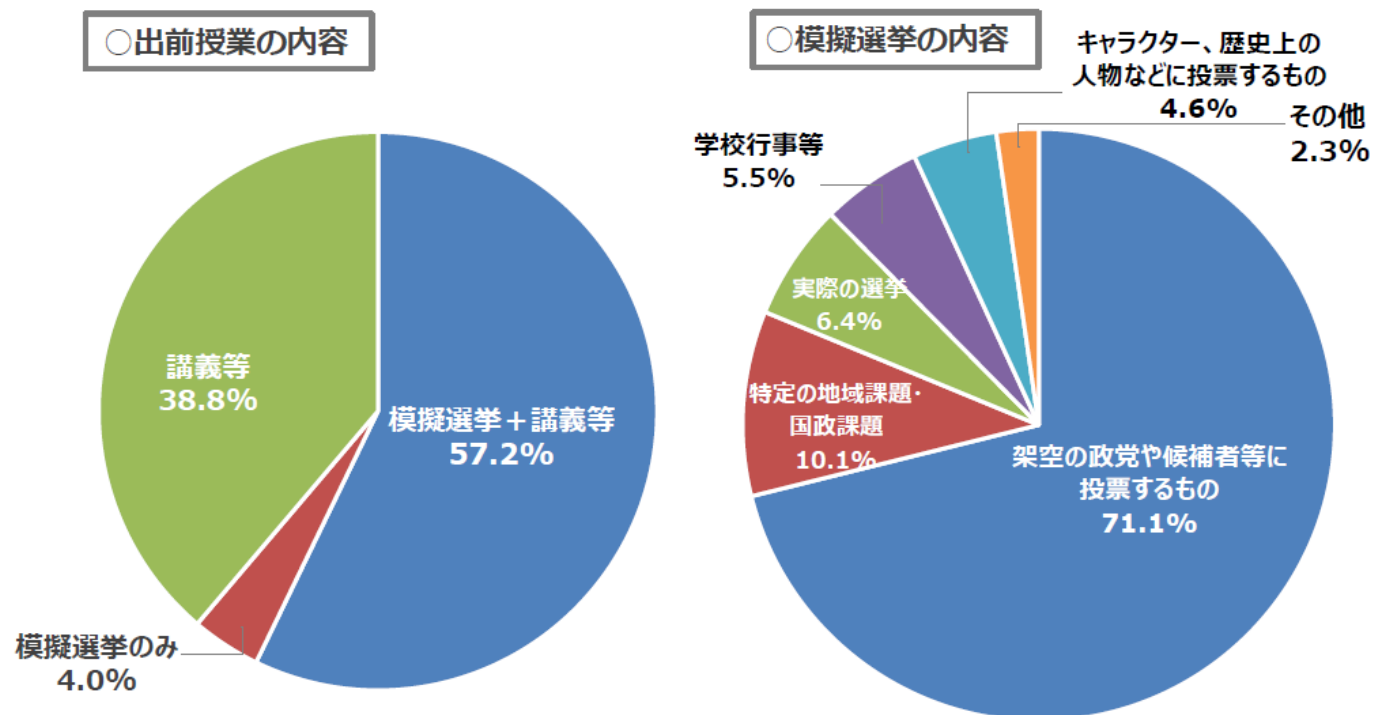


- 地方議会・議員みずから主権者教育を強化すべきでないか
- 議会のデジタル化を進めるべきでないか

総務省主権者教育等に関する調査（2019年）

平成30年度 高校における出前授業の内容（学校数ベース）

- 出前授業の内容としては、模擬選挙と講義等を組み合わせた形式が約6割を占めた
- 模擬選挙の内容については、架空の政党や候補者に投票するなど、公約を見せて判断させるものが全体の7割以上を占めた



（注）・「講義等」は、話し合い活動（グループワーク等）や選挙クイズ等も含む
・「実際の選挙」は、「実施中の選挙を題材にしたもの」＋「過去に実際にあった選挙を題材にしたもの」

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei15_02000239.html

今後の主権者教育の推進に向けて - 主権者教育推進会議 -

背景

- 教育基本法第1条（教育の目的）及び同法第14条（政治教育）に基づき、これからの社会を担う子供たちに、平和で民主的な国家及び社会の形成に参画するために必要な資質・能力を育成するための取組を推進することが重要。（このような動きは、諸外国、OECDの教育改革の方向性とも軌を一にする）
- 特に、平成27年の公職選挙法等の改正による選挙権年齢が満18歳に引き下げられ、令和4年度からは成年年齢が満18歳へと引き下げられることを踏まえ、新学習指導要領の下で、主権者教育の一層の充実を図ることが求められている。
- 主権者教育推進会議としては、新学習指導要領の下、主権者として必要な資質・能力を、各学校段階における学びを通じて、あるいは家庭や地域における学びを通じて、社会総がかりで児童生徒に育成する観点から、今後の主権者教育推進の方向性について提言をまとめたもの。

主権者教育をめぐる課題

【学校教育】

- ・ 主権者教育に関する内容の充実を図った新学習指導要領等の下、①学校段階等間の円滑な接続、②教育課程全体を通じた指導の充実、③現実社会の諸課題を扱った指導の充実や関係機関との連携の推進等が求められている

【家庭、地域における教育】

- ・ 家庭における教育としては、人格形成の基礎が培われる幼少期から、社会との関わりを意識する機会を増やすことが求められている
- ・ 地域における教育としては、地域の構成員の一人として、主体的に参画できる機会を増やすことが求められている
- ・ 学校、家庭、地域など多様な主体の連携・協働による取組の推進が求められている

【メディアリテラシーの育成】

- ・ 主権者教育の充実に向けたメディアリテラシーの育成を学校・家庭において図ることが求められている。

主権者教育推進の方向性－提言－

(1) 各学校段階での主権者教育の充実

**モデル校での実践研究の推進
児童生徒向け副教材や教師用指導資料の開発**

- ・ 小・中学校、高等学校、大学での主権者教育の充実
- ・ 幼児期から高等学校段階までの学習の円滑な接続
- ・ 教科等横断的な視点に立ったカリキュラムの開発
- ・ 大学における選挙啓発に向けた取組や、主権者としての意識の涵養に向けた好事例の収集と横展開

(2) 家庭、地域における主権者教育の充実

親子連れ投票の推進等普及啓発活動の実施、家庭教育支援の充実、多様な主体の連携・協働の取組支援

- ・ 保護者への学習機会の提供、親子参加型の行事の実施への支援
- ・ 総務省等の機関・PTA団体等との連携による親子連れ投票の推進など主権者教育に関する普及啓発活動の実施
- ・ 地域学校協働活動やコミュニティスクール、公民館等の社会教育施設における取組事例の収集と横展開

(3) 主権者教育の充実に向けた メディアリテラシーの育成

**モデル校での効果的な指導方法の開発
学校、家庭におけるNIE教育の推進**

- ・ 多様なメディアの特性に応じて、適切かつ効果的に必要な情報を収集できるようにするための指導方法の開発
- ・ 情報の妥当性や信頼性を踏まえて公正に判断し自分なりの意見をもつことや自分たちが社会を作っていくという当事者意識を持てるようにするための指導方法の開発
- ・ 学校や家庭でのNIE推進の取組事例の収集と横展開

5 地方議会の現状と課題

- デジタル技術を用いた地方議会の活動の公開
 - 議員活動のオープンデータ化
- 地方議会を通じた、地方行政や地方のあり方のデータの公開や分析
 - 「地域の未来予測」の活用
- 地方議会の活動自体のデジタル化
 - オンラインでの委員会・本会議審議

6 地方議会・議員の具体的なあり方の選択

- 議会の位置付け、議員の職務等を法律で規定すべきとの要望
 - 抽象的レベル
 - 政治倫理・規範レベル
 - より具体的な位置付け・職務？
 - 議会と住民、議会と長の関係、政治プロセス全体での議会の位置付けに関わる

町村議会のあり方に関する研究会報告書（2018年）

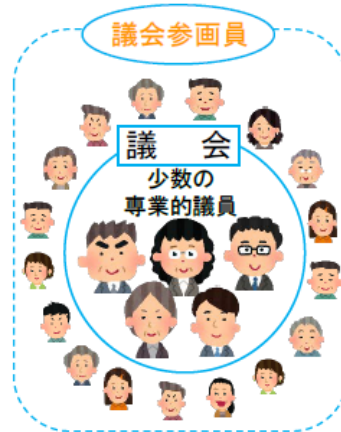
Ⅲ 持続可能な議会の実現

- 各地方議会においては、主体的な議会改革の取組を積極的に展開していくことが重要
- 一方で、現行法令の枠内では課題解決に制約があり、町村総会とは異なる制度的解決策を提示する必要

⇒ 現行議会のあり方を維持できることを前提に、「集中専門型」と「多数参画型」という新しい2つの議会のあり方を条例で自由に選択可能とする。（※ 小規模市町村においては、①現行議会 ②集中専門型 ③多数参画型 の3つの選択肢を持つこととなる）

<集中専門型>

【イメージ図】



（※）議会参画員イメージ

【役割】 条例、予算その他の重要な議案について議員とともに議論（議決権なし）
【費用弁償】 職務を行う日ごとに費用弁償を支給
【選任手続等】 くじその他の作為が加わらない方法で選定、一定の辞退要件などを設定

【ポイント】

- ・ 少数の専門的議員による議会構成とし、豊富な活動を想定。生活給を保障する水準の十分な議員報酬を支給する。
- ・ 女性や若者など、多様な民意を反映させるとともに、住民が議会活動に関わる経験を得られる仕組みとして、（裁判員と同様）有権者からくじその他の作為が加わらない方法で選ばれる「議会参画員」制度（※）を設ける。
- ・ 勤労者の立候補に係る休暇の取得等を理由とした使用者による不利益取扱いを禁止する。
- ・ 公務員は、立候補によって職を失うこととなるため、公務員が立候補により退職した場合の復職制度を設ける。

<多数参画型>

【イメージ図】



【ポイント】

- ・ 多数の非専門的議員による議会構成とし、夜間・休日を中心とする議会運営を行う。
- ・ 契約の締結などを議決事件から除外することなどによって、議員の仕事量・負担を軽減し、それに見合った副収入的水準の議員報酬を支給する。
- ・ 上記の議決事件の除外とあわせ、議員の請負禁止を緩和するとともに、他の地方公共団体の常勤の職員との兼職を可能とする。
- ・ 勤労者の立候補及び議員活動に係る休暇の取得等を理由とした使用者による不利益取扱いを禁止する。
- ・ 各市町村の集落や小学校区を単位とした選挙区を設けて選出する。

「地方議会・議員に関する研究会」報告書 概要

I 地方議会・議員の現状と課題

議員数は減少傾向、投票率も低下の一途
→住民の関心の低さ、なり手不足は深刻

次の観点から「実効的な代表選択」を可能とする選挙制度の議論を深める必要。

- ・ 選択ができるだけ容易なこと。(投票容易性)
- ・ 政策についての実質的な比較考量ができること。(比較可能性)
- ・ 選挙結果についての納得性が高いこと。(納得性)
- ・ 有権者の投票参加意欲が高まること。(投票環境)

各方面での幅広い検討に資するため、純粋に学術的な見地に立ち、以下のとおり議論を深めた。

II 市区町村議会議員の選挙制度

考えられる選挙制度

- (1) 政策・政党等本位の議会構成を促進する方向性
→比例代表選挙を導入するという考え方
(中規模から大規模団体に親和的)
- (2) 現行の地域代表性に配慮しつつ、議員間のグループ化を促すとともに住民の多様なニーズを反映する方向性
→制限連記制を導入しつつ、必要に応じて選挙区設置を進めるという考え方 (小規模から中規模団体に親和的)
- (3) 現行の地域代表性を基本的に維持しつつ、有権者の情報コストの軽減や投票環境の変化を促す方向性
→単記非移譲式(現行制度)を維持しつつ、選挙区設置を進めるという考え方 (小規模団体における代替案)

III 都道府県議会議員の選挙制度

考えられる選挙制度

○原則： 比例代表選挙を導入するという考え方

＜考え方＞

- ・ 政策・政党等本位の選挙が実現される。
- ・ 一票の格差をはじめ、選挙区に関わる実務的諸課題(定数の設定、選挙区割りなど)を回避できる。
- ・ 現状、都道府県議会は政党化が十分に進んでいるほか、国政との連動性が期待できる。

○代替案： 特に地域代表性に配慮する必要があると考える場合

- A. 比例代表選挙と選挙区選挙の並立制
- B. 比例代表選挙と選挙区選挙の併用制
- C. 比例代表選挙で少数の選挙区を設置し、地域別名簿を採用

IV 選挙制度の選択制

- 地方公共団体が多様であることを踏まえ、それぞれ実効的な代表選択を可能にする選挙制度を選択可能とすることが考えられるのではないかな。
- 選択手続として、議会の議決のほか、住民投票に付することが考えられるのではないかな。

市区町村議会議員の選挙制度選択制

- ・ 市区町村議会は、多様な実態にあることから、選挙制度選択制になじみやすいと考えられるのではないかな。
- ・ 選択制の対象となる具体案として、上記(1)～(3)が考えられるのではないかな。
- ・ 一方、指定都市及び特別区は、大都市の性格が共通しており、一律の選挙制度(比例代表選挙)とすることも考えられるのではないかな。

都道府県議会議員の選挙制度選択制

- ・ 都道府県議会は、市区町村と比べ相違が小さいことから、原則、一律の選挙制度(比例代表選挙)とすることが考えられるのではないかな。
- ・ 特に地域代表性に配慮する必要があると判断をした団体については、比例代表選挙を基本とした代替案(上記A～C)に限って選択制を認める余地があるとも考えられるのではないかな。

⇒ 今後、当事者である地方自治関係者や、国会、政党をはじめ各方面において幅広い国民的議論が行われることを期待

6 地方議会・議員の具体的なあり方の選択

- 議会の位置付け、議員の職務・身分の検討に当たっては、
 - 現在の議会と議員の実情を踏まえつつも、その延長線上でのなり手の確保にとらわれずに、
 - 政治プロセスの構成という視点から、どのような議会のあり方が地方において求められているのか、あるべき姿からの統合的な検討が必要ではないか
 - 各々の地方公共団体・議会、現状と課題を共通する地方公共団体・議会での自主的な選択がまずは望まれるのではないか
 - 国は実効的な選択肢を用意することが望まれるのではないか

7 地方議会の権限・活動方法

- 多様化・複雑化する住民のニーズ、地域課題を的確に捉える機能の向上
 - 住民参加と多様性の拡大はこの場面でも望まれる
 - 全国・他の地域との比較や、中長期的に地域の課題を捉える機能の向上も必要
- 公共私連携の本来的な結節点としての議会

7 地方議会の権限・活動方法

- 長との関係の整理と重点
 - 「競争」：少数専門型？
 - 「補完」：多数参画型？
 - 「統制」：中間選挙的な運用？
- デジタル化における住民自治の中心としての議会活動
- これらの観点から議会や議員が住民からの適正な評価を受けるしくみ

7 地方議会の権限・活動方法

EU行動計画 2020-2024」
(EU議会・理事会共同政策文書・2020年3月25日)

● 行動方針

- I. 個人を保護しその力を高める
- II. 柔軟かつ包摂的な民主的
社会を建設する
- III. 人権と民主主義のための
グローバルなシステムを促
進する
- IV. 新しいテクノロジー：機
会を活用し課題に取り組む**
- V. 共同作業による達成

デジタルテクノロジーは人間中心でなければならない。新しいテクノロジーは、次のようにして、人権と民主主義の保護と促進に重大な貢献をなし得る。公共的な参加をより容易かつ実効的なものとすることによって、公共サービスへのアクセスを増大させることによって、侵害と濫用の記録を容易にすることによって、そしてオンラインの運動を手助けすることによって。しかしながら、これらのテクノロジーは 特定の違法なコンテンツへのアクセスを容易にするなどの消極的な影響を持ちうるものであり、それに対応しなければならない。

A. キャパシティ・ビルディングと実
効的な監視

B. 人工知能を含むデジタルテクノロ
ジーを利用した人権と民主主義の促進

8 むすびに

第32次地方制度調査会答申

議会は、地域の多様な民意を集約し、団体意思を決定する機能や政策を形成する機能、執行機関を監視する機能を担っており、民主主義・地方自治に欠かすことのできない住民を代表する合議制の機関として、独任制の長にはない存在意義がある。

住民ニーズや地域課題が多様化・複雑化する一方、経営資源が制約される中であって、広い見地から個々の住民の利害や立場の違いを包摂する地域社会のあり方を議論する議会の役割がより重要になる。各議会においては、「地域の未来予測」を十分活用するなど、地域における変化・課題を見通しながら、目指す未来像について住民の共通理解を醸成することが求められる。

その上で、経済的・社会的つながりが深い地方公共団体の議会間においても連携を進め、交流を通じて相互に理解を深め、広域的な視点で課題認識を共有することが重要である。さらには、共通する地域課題に関する共同研修や専門人材の共同活用等を通じて、広域連携による議会の専門性の向上を図ることが有用である。

議会がその重要な役割を十分に果たすためには、議会が多様な層の住民から選出された議員によって構成される必要がある。とりわけ、住民にとって納得感のある合意形成を進めていくためには、議会の意思決定に住民の多様な意見を反映させることが重要になる。今後、議会の機能をより発揮しやすくするためには、各議会において多様な層の住民の参画をより一層促すことが求められており、議会の運営上の工夫を講じることを含め、議会の自主性を発揮していくことが望まれる。

ご清聴ありがとうございました。

パネルディスカッション

アフターコロナと地方議会

ーその運営のあり方と多様な人材の参画ー

コーディネーター

只野 雅人 氏

一橋大学大学院法学研究科教授

パネリスト

佐々木 志津子 氏

新潟県見附市議会議員

勢一 智子 氏

西南学院大学法学部教授

中崎 和久 氏

岩手県葛巻町議会議長

古川 綾 氏

福島県磐梯町議会議員

吉田 栄光 氏

福島県議会議員

パネルディスカッションの進め方

前 半

15:50頃～16:30頃まで

- 各パネリストから自己紹介等
- 今般のコロナ禍において、各地方議会・議員がどのような課題に直面し、どのように対応してきたか、また、今後の課題等について意見交換

後 半

16:30頃～17:10頃まで

- アフターコロナを見据えた地方議会の運営のあり方や、多様な人材の地方議会への参画の可能性等について意見交換

質疑応答

17:10頃～17:25頃まで

- 都道府県議会議長、市議会議長、町村議会議長各 1 名とパネリストの質疑応答

パネルディスカッション（質疑応答）

質問者

丸山 裕次郎 氏

宮崎県議会議長

川上 幸博 氏

島根県出雲市議会議長

稲田 忠則 氏

熊本県益城町議会議長

佐々木 志津子 氏

新潟県見附市議会議員

＜新型コロナウイルス感染症への対策・見附市での取り組み＞

- ・ 傍聴席及び議場や委員会室の不特定多数が触れる箇所の消毒作業
- ・ 議場においては、議長席と演壇席に飛沫防止のためアクリル板を設置
- ・ 委員会においては、議員の傍聴を自粛、執行部席も間隔をあけ密集を回避
- ・ 会議時間が長引く場合は適時休憩を入れた
- ・ 議場傍聴席を間引き（57 席を 32 席（うち記者席 6 席）に削減）
- ・ 傍聴者へマスクの着用、間隔をあけての着席を周知
- ・ 庁舎入口で検温をし、発熱や咳のある方はご遠慮いただくよう周知
- ・ ホームページ上でも傍聴席は間隔をあけての着席となることを周知、インターネット中継で、本会議や委員会が視聴できることを周知

〔今後の課題について〕

議員や事務局職員または関係者が感染、濃厚接触者になった場合の具体的な対応策について検討が必要である。

＜行政視察の受け入れ及び、議員の行政視察の実施について＞

当面の間、県外の行政視察受け入れを見合わせている。
他自治体への行政視察も受け入れ同様に実施していない。
また、今年度の県外行政視察の予算を減額補正した。
再開については、今後の状況を見ながら判断していく。

見附市議会会議規則（昭和41年見附市議会規則第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（欠席の届出） 第2条 （略） 2 議員は、<u>出産のため</u> 出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 （欠席の届出） 第90条 （略） 2 委員は、<u>出産のため</u> 出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	（欠席の届出） 第2条 （略） 2 議員は、<u>疾病、看護、介護、出産、出産の立会い、育児、忌引、災害その他やむを得ない理由により</u>出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 （欠席の届出） 第90条 （略） 2 委員は、<u>疾病、看護、介護、出産、出産の立会い、育児、忌引、災害その他やむを得ない理由により</u>出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

勢一 智子 氏

西南学院大学法学部教授

出典の注記がない資料は、第32次地方制度調査会
・ 第33回専門小委員会（令和2年3月4日）
・ 第35回専門小委員会（令和2年3月30日）
配布資料より抜粋、一部加工

多様な地方議会と議員のなり手不足の状況

西南学院大学 勢一 智子

地方議会の運営の実態

団体区分		町村	市区								都道府県
人口区分等	人口分布	166人～ 52,081人	5万人 未満	5万人～	10万人～	20万人～	30万人～	40万人～	50万人 以上	指定都市	570,824人～ 13,637,346人
	団体数 (市区内構成比)	927団体	273団体 (33.5%)	255団体 (31.3%)	156団体 (19.1%)	46団体 (5.6%)	28団体 (3.4%)	22団体 (2.7%)	15団体 (1.8%)	20団体 (2.5%)	47団体
平均議員定数(人)		12.0	17.4	20.9	25.7	31.3	36.7	39.5	46.3	59.1	57.2
議員一人当たりの 平均住民数(人)		992	1,939	3,343	5,447	7,896	9,416	11,244	13,540	23,264	47,528
定例会等 平均開催数 (回/年) ※通年会期等採用 団体を除く	定例会	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	3.9	4.0	4.0	3.8	3.8
	臨時会	2.7	1.4	1.1	1.0	0.8	0.9	0.7	0.8	0.5	0.5
年間平均会期日数(日/年)		42.8	80.9	90.0	95.3	94.1	98.4	94.9	107.2	112.7	111.4
通年会期等 採用団体数	通年会期制 (法102条の2)	24団体	4団体	3団体	0団体	2団体	0団体	0団体	0団体	0団体	1団体
	通年議会 (法102条2項)	30団体	4団体	9団体	3団体	3団体	2団体	3団体	0団体	2団体	0団体
年間平均 議案件数 (件/年)	全体件数	87.7	110.6	116.1	128.2	148.0	167.7	164.8	135.1	241.4	233.6
	〔長提出〕	[81.0]	[102.2]	[106.5]	[116.2]	[134.2]	[150.8]	[148.3]	[122.8]	[216.1]	[199.3]
	〔議員・委員会提出〕	[6.7]	[8.4]	[9.6]	[12.0]	[13.8]	[16.9]	[16.5]	[12.3]	[25.3]	[34.3]
委員会 平均設置数 ※設置団体平均 (非設置団体数)	常任委員会	2.4 〈10団体〉	2.9	3.2	3.8	4.0	4.5	4.5	5.2	5.7	5.8
	議運委員会	1 〈19団体〉	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	特別委員会	2.9 〈125団体〉	3.5 〈15団体〉	3.4 〈21団体〉	3.5 〈7団体〉	4.3 〈3団体〉	4.0 〈4団体〉	3.6	5.0	6.0	3.7 〈6団体〉
議会事務局平均職員数(人)		2.5	4.5	5.9	8.5	13.0	16.2	18.2	20.1	34.2	40.3

出典：【人 口】住民基本台帳人口（市区については平成30年12月31日現在、都道府県及び町村については平成30年1月1日現在）

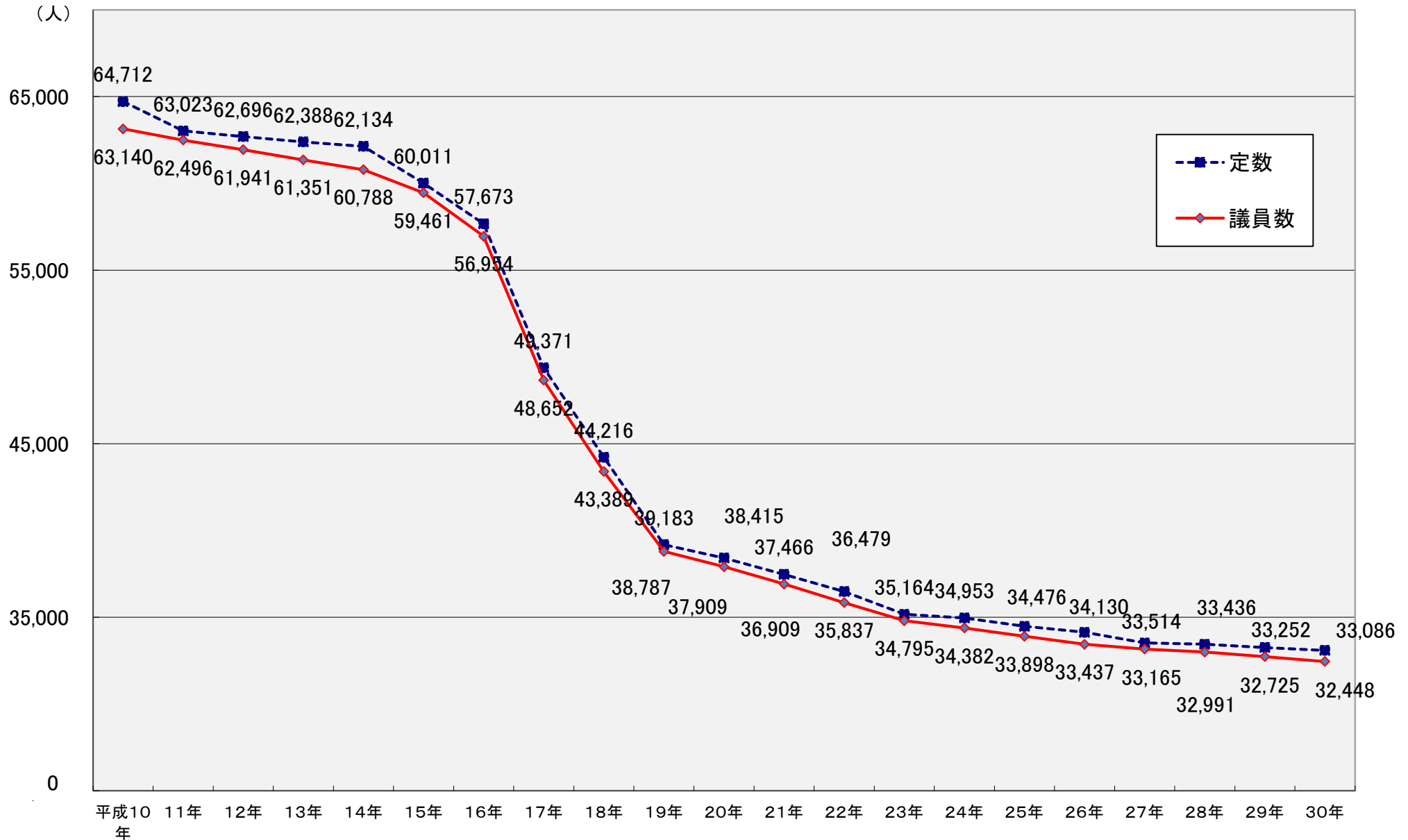
【議員定数】第13回都道府県議会提要（H27. 7. 1現在）、市議会議員定数に関する調査結果（H30. 12. 31現在）、第64回町村議会実態調査結果の概要（H30. 7. 1現在）

【委員会数】第13回都道府県議会提要（H27. 7. 1現在）、市議会の活動に関する実態調査結果（H30. 12. 31現在）、第64回町村議会実態調査結果の概要（H30. 7. 1現在）

【事務局職員数】第13回都道府県議会提要（H27. 7. 1現在）、市議会議員の属性に関する調（R1. 7. 1現在）、第64回町村議会実態調査結果の概要（H30. 7. 1現在）

【そ の 他】第13回都道府県議会提要（H26. 1. 1～12. 31）、市議会の活動に関する実態調査結果（H30. 1. 1～12. 31）、第64回町村議会実態調査結果の概要（H29. 1. 1～H29. 12. 31）

地方議会議員数の推移

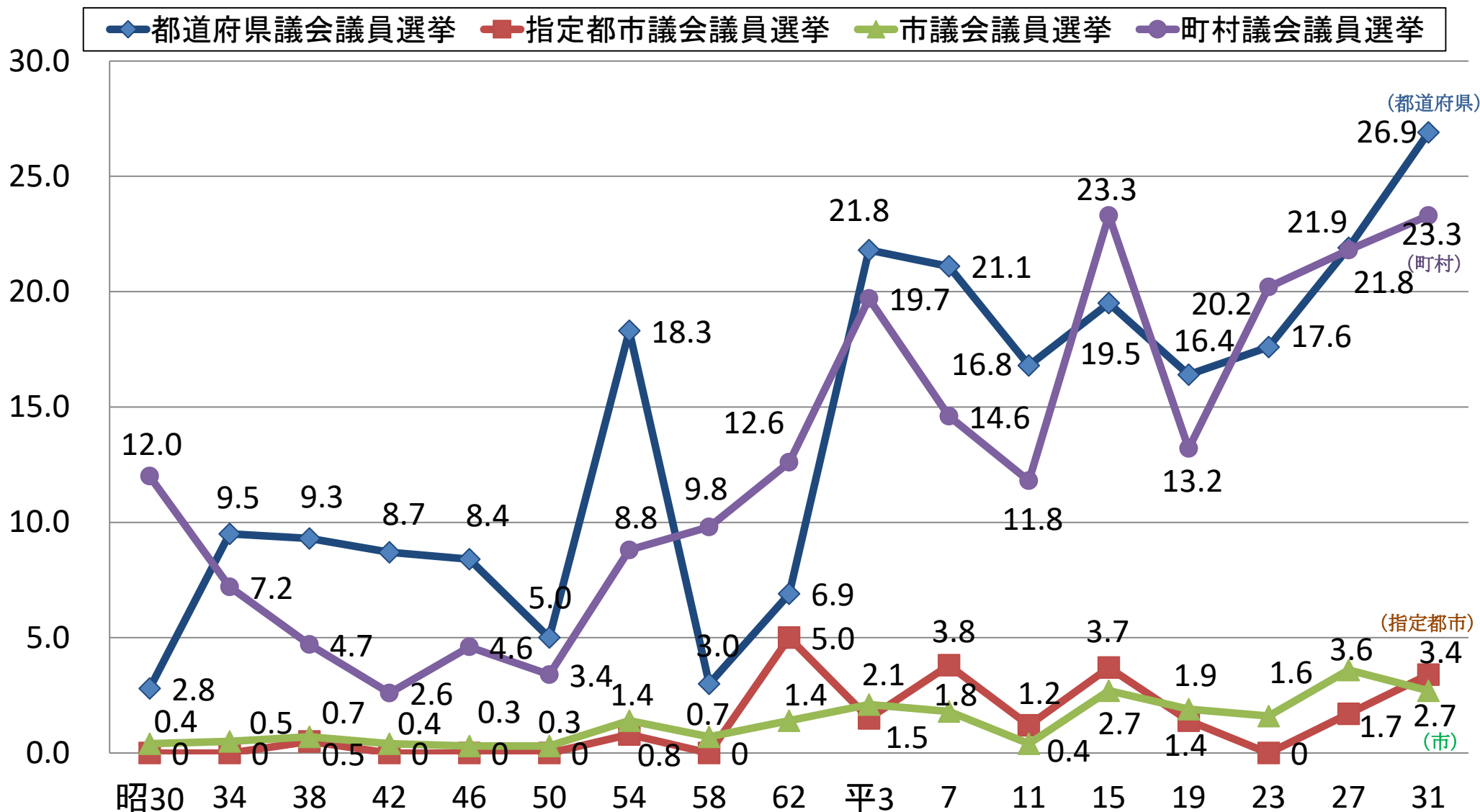


注1：各年12月31日現在の計数である。

注2：「定数」は、地方自治法第90条第1項及び第91条第1項の規定により条例で定める定数である。

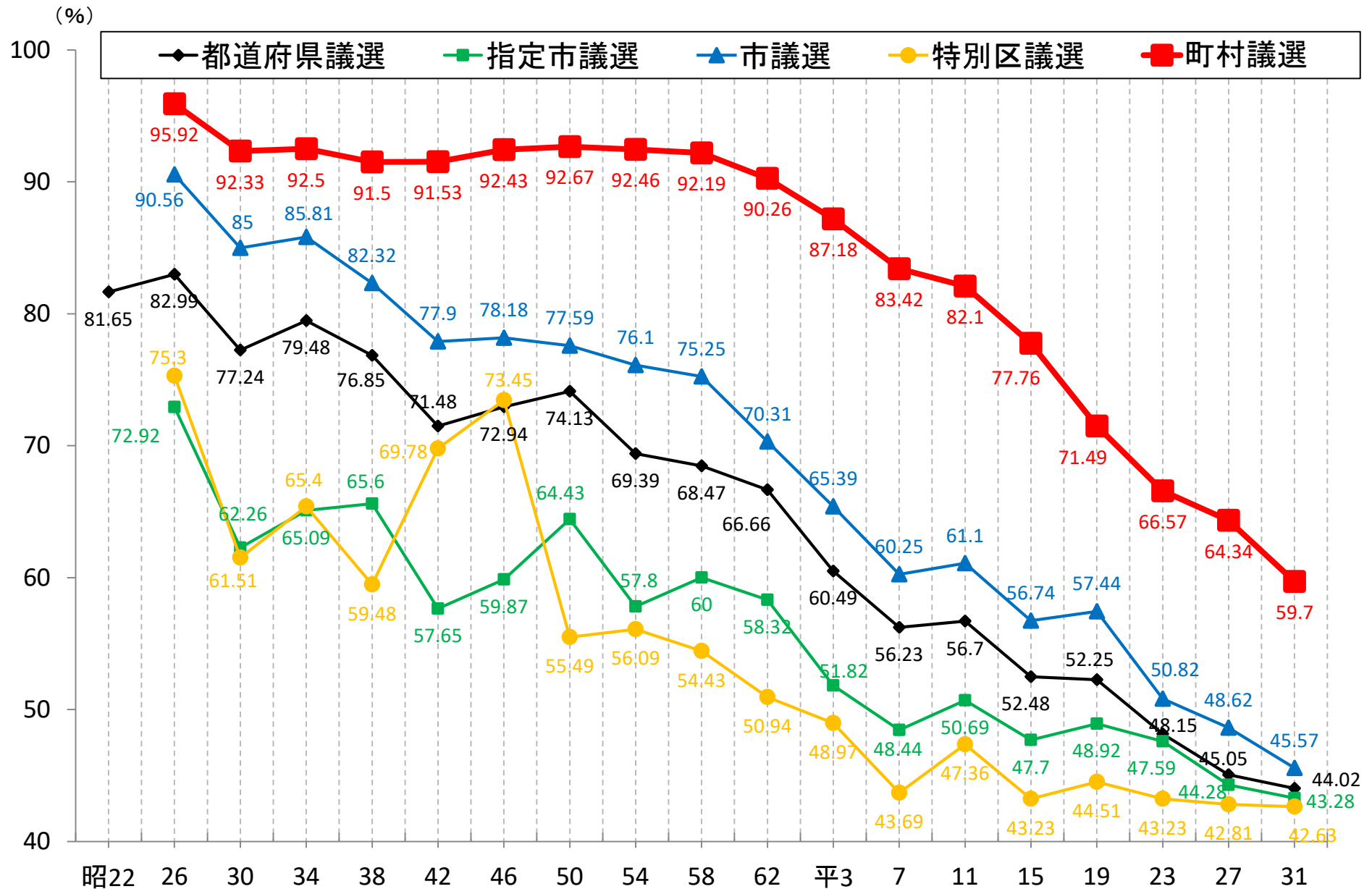
出典：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」

統一地方選挙における改選定数に占める無投票当選者数の割合の推移



出所：総務省「地方選挙結果調」等を基に作成。（本調査は、統一地方選挙の際に実施したもの）
 注1：第1回、第2回統一地方選挙の際には調査を実施せず。
 注2：市については、東京都特別区を除く。

統一地方選挙における投票率の推移



出所：総務省「地方選挙結果調」等を基に作成。(本調査は、統一地方選挙の際に実施したもの)
 注：昭和22年の市区町村議選の内訳は調査していない。

(参考) 平成31年統一地方選挙 投票結果

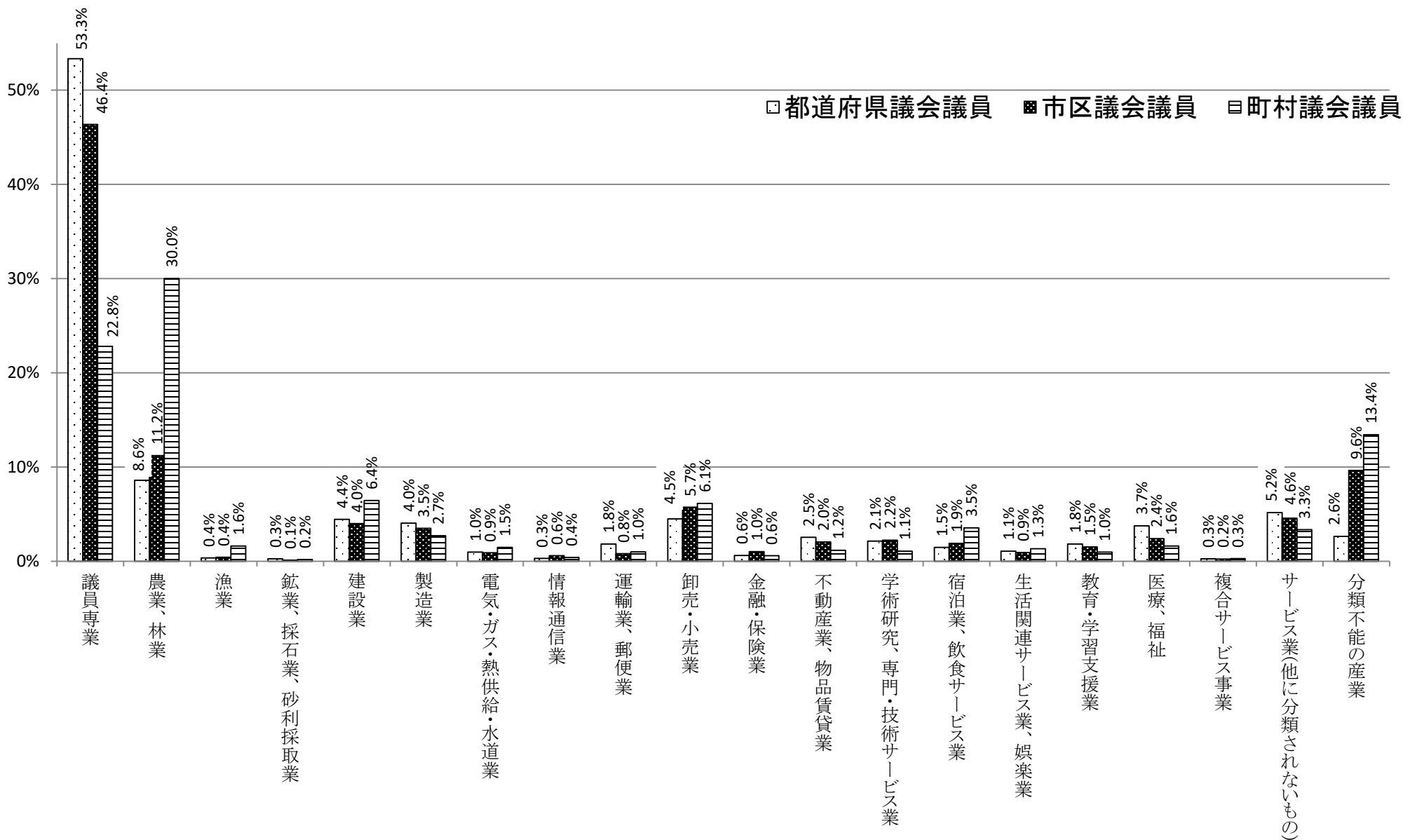
○投票率は、都道府県知事の選挙を除き、統一地方選挙が始まった昭和22年以降、最も低い。

		当日有権者数 (A)	投票者数 (B)	うち 期日前投票者数 (C)	投票率 (B)/(A)	投票者数に占める 期日前投票者の割合 (C)/(B)	(参考)前回		増減	
							投票率	投票者数に占める 期日前投票者の割合	投票率	投票者数に占める 期日前投票者の割合
都道府県	知事	29,306,190	13,986,257	3,753,150	47.7%	26.8%	47.1%	22.5%	0.6%	4.3%
	議員	63,841,981	28,102,203	7,739,836	<u>44.0%</u>	27.5%	45.1%	22.3%	△ 1.0%	5.3%
指定都市	長	6,632,715	3,373,129	814,569	<u>50.9%</u>	24.1%	51.6%	19.6%	△ 0.7%	4.5%
	議員	19,364,621	8,380,099	2,180,069	<u>43.3%</u>	26.0%	44.3%	22.2%	△ 1.0%	3.8%
市区	長	10,262,825	4,744,189	1,213,591	<u>46.2%</u>	25.6%	48.3%	21.0%	△ 2.1%	4.6%
	議員	37,353,313	16,830,526	4,504,487	<u>45.1%</u>	26.8%	47.6%	21.7%	△ 2.6%	5.0%
町村	長	585,710	382,059	117,885	<u>65.2%</u>	30.9%	69.1%	25.5%	△ 3.8%	5.3%
	議員	2,787,591	1,664,288	491,077	<u>59.7%</u>	29.5%	64.3%	24.9%	△ 4.6%	4.6%

※ 下線は、投票率が昭和22年以降最も低いもの

出典：総務省選挙部

地方議会議員の概況①（職業別）

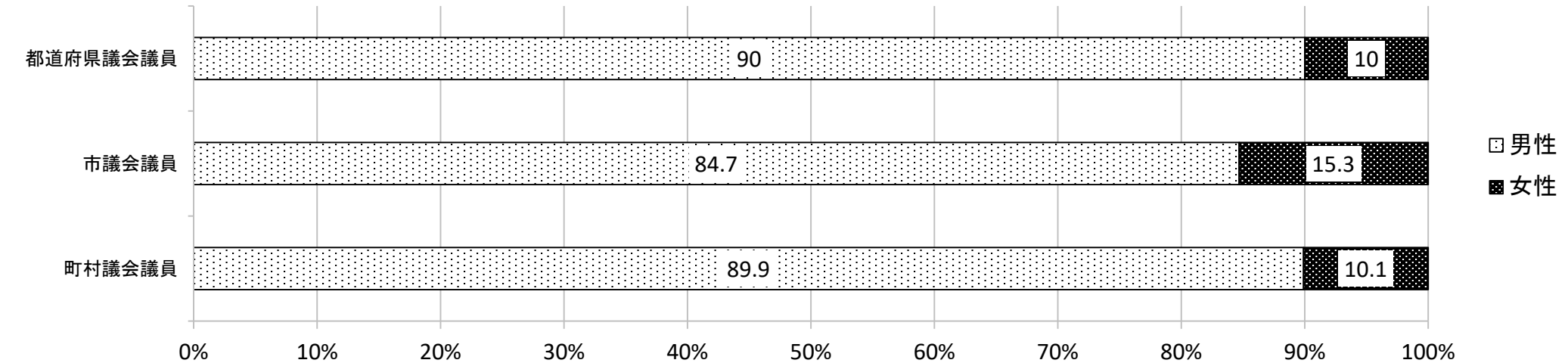


注：都道府県のうち、福島県、群馬県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、兵庫県、和歌山県、大分県は除かれている。

出典：全国都道府県議会連合会「全国都道府県議会議員職業別調」（平成27年7月1日現在）
 全国市議会連合会「市議会議員の属性に関する調」（令和元年7月1日現在）
 全国町村議会連合会「第64回町村議会実態調査の概要」（平成30年7月1日現在）

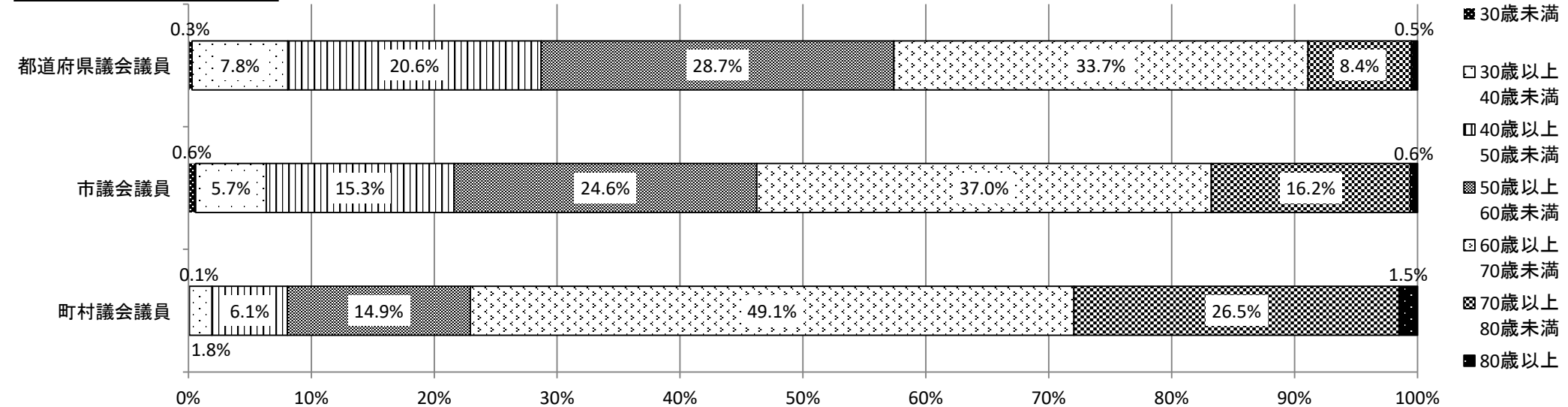
地方議会議員の概況②（性別、年齢別）

○ 男女の比率



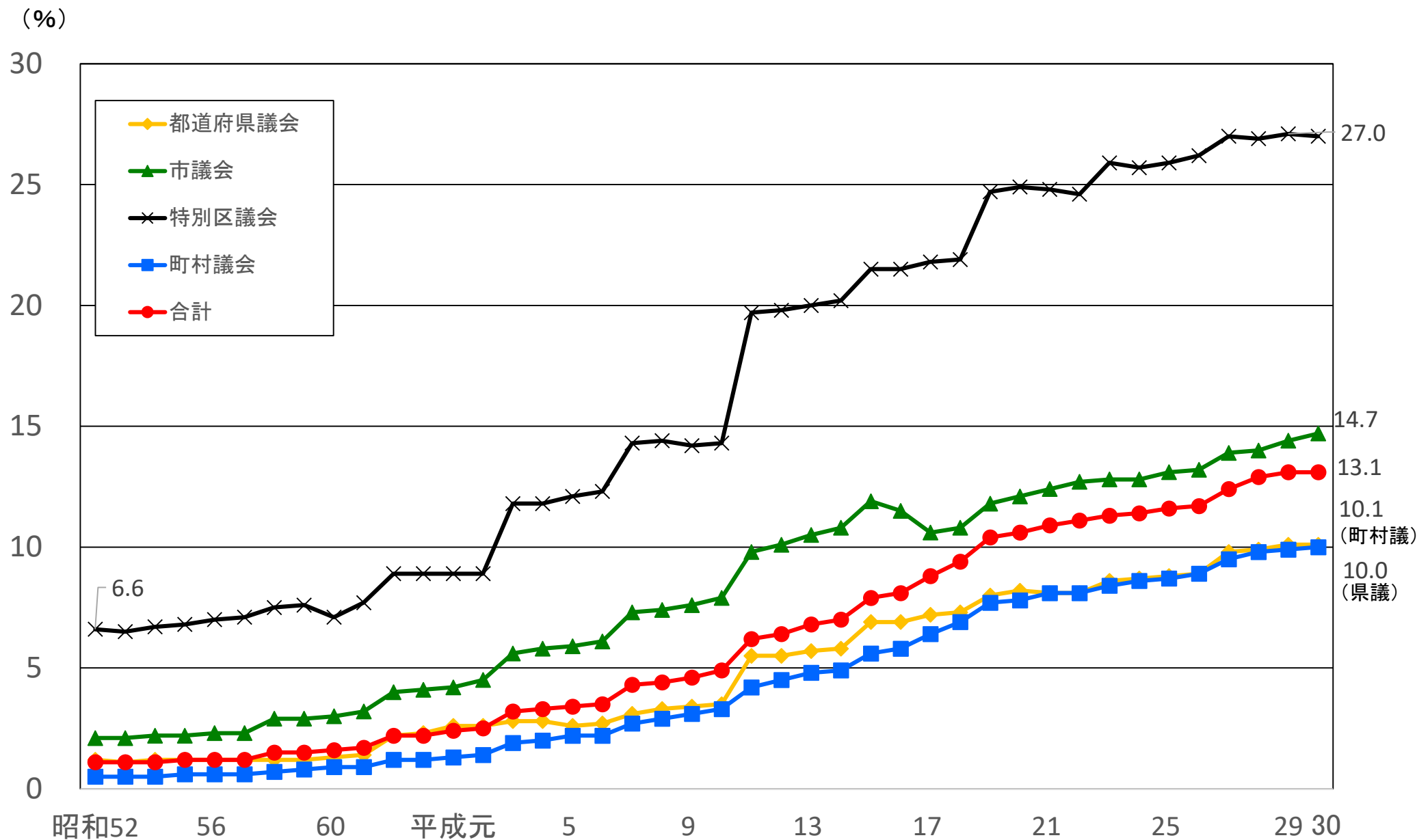
出典：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」（平成30年12月31日現在）

○ 年齢別の状況



出典：全国都道府県議会議員会「都道府県議会提要」（平成27年7月1日現在）
 全国市議会議員会「市議会議員の属性に関する調」（令和元年7月1日現在）
 全国町村議会議員会「第64回町村議会実態調査結果の概要」（平成30年7月1日現在）

地方議会議員の概況（女性議員の割合の推移）



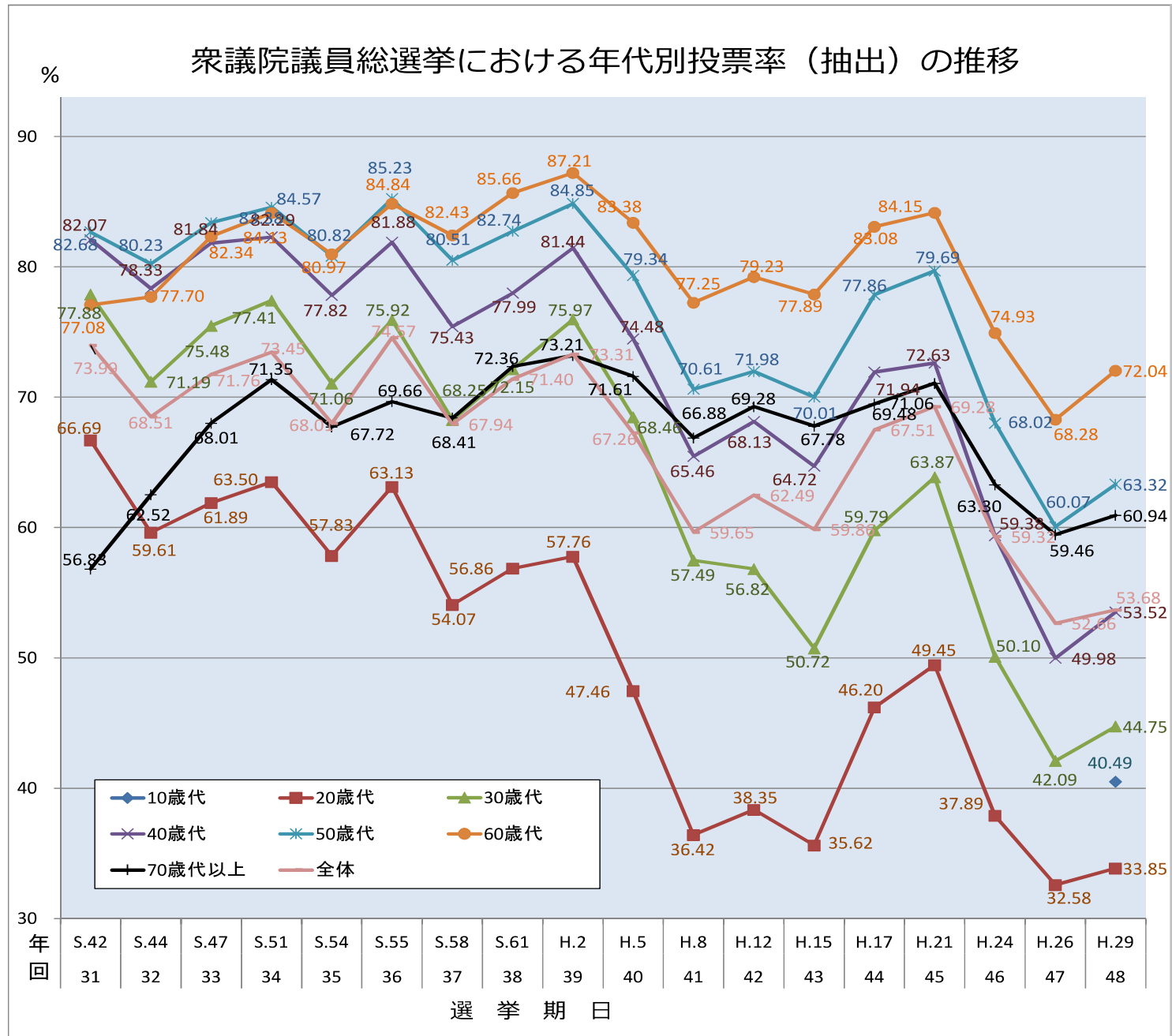
1 人口減少社会における議会の役割

- 議会は、合議制の住民代表機関として、地域の多様な民意を集約し、団体意思を決定するという独任制の長にはない存在意義があるのではないか。
- 今後、人口減少・高齢化は全国的に進行するが、人口構造の変化に伴う変化・課題の現れ方は地域ごとに異なるため、顕在化する課題に対し、地域ごとに適切な対応を講じていくことが求められるのではないか。
- また、ライフコースや価値観の変化・多様化によって住民ニーズが多様化・複雑化することなどに伴い、住民間の利害を調整する機能がより求められるのではないか。
- このような状況の下、限られた資源を巡る分断を生じさせることなく、広い見地から個々の住民の利害や立場の違いを包摂する地域社会のあり方を議論することが、議会の役割としてより重要になるのではないか。
- 各議会においては、地域における変化・課題を見通し、資源制約の下、地域の未来像について住民の共通理解を醸成することが求められるのではないか。
- その際、住民にとって納得感のある合意形成を進めていくために、議会はより多様な層の住民から選出された議員によって構成されていることが望まれるのではないか。

2 投票率の低下、無投票当選の増加

- 近年、地方議会議員選挙における投票率の低下や無投票当選の増加の傾向が強まっている。小規模団体においては、無投票当選とともに、選挙における定数割れが生じるなど、議員のなり手不足への対応が課題となっている。
- 住民に身近であるべき地方公共団体の議会において、住民の十分な理解と関心が得られず、議員のなり手不足が生じている状況は、地方自治・住民自治の根幹に関わる深刻な問題ではないか。
- 議会の議員の構成は、住民の構成と比較して女性や60歳未満の割合が極めて低い状況が続いており、女性議員がいない議会や議員の平均年齢が高い議会において無投票当選となる割合が高くなる傾向もみられる。女性割合や年齢構成の面で多様性を欠いていることが、自らの属性とは異なると考える住民の立候補をしにくくさせて、議員のなり手不足の原因の一つになっている面があるのではないか。

【参考】国政選挙における年代別投票率の推移



出典：総務省HP>

中崎 和久 氏

岩手県葛巻町議会議長

北緯40度ミルクとワインとクリーンエネルギーの町 くずまき



☆ 人口	5,940人 (2,706世帯) R2. 4/1現在
☆ 面積	434.96km ² (うち森林 86%)
☆ 平均気温	8.8℃
☆ 農業産出額	約50億円
☆ 基幹産業	酪農と林業
☆ 特徴	クリーンエネルギーの推進

北緯40度ミルクとワインとクリーンエネルギーの町 くずまき

➤ 酪 農（ミルク）『東北一の酪農郷』

- ☆ 明治25年 ホルスタイン種導入（導入128年）
- ☆ 昭和50年代 大規模牧場開発事業（北上山系開発事業）
- ☆ 現 在 乳牛飼育頭数及び牛乳生産量が東北第一位
 - ・ 飼育頭数 8,443頭
 - ・ 牛乳生産量 約90トン/日

➤ 林 業（ワイン）

- ☆ 森林面積 36,335ha（国有林:1,068ha 民有林:35,267ha）
- ☆ 森林構成 針葉樹 18,822ha
広葉樹 16,445ha
- ☆ 日本一の炭づくりの産地
- ☆ カラマツ集成材（建築用材）
- ☆ 山ぶどうを使ったワイン作り

➤ クリーンエネルギー

- ☆ 風力・太陽光・バイオマス等



クリーンエネルギーの取り組み ―風力発電―

➤ エコ・ワールドくずまき風力発電所 (H11. 6稼働)

- ・出力 : 1,200kW (400kW × 3基)
- ・発電量 : 約200万kWh/年
- ・総事業費 : 344,042千円 (NEDO : 1/2)
- ・備考 : 第3セクター (町出資 : 25%)

➤ グリーンパワーくずまき風力発電所 (H15. 12稼働)

- ・出力 : 21,000kW (1,750kW × 12基)
- ・発電量 : 約5,400万kWh/年
- ・総事業費 : 約47億円 (NEDO : 1/3)
- ・備考 : 電源開発株式会社100%出資



ポイント

☆ 山間高冷地での風車の稼働を実現

- ・酪農の土台にクリーンエネルギー

⇒ 酪農振興のために整備された道路・送電線・風況データを利用

☆ 自然・環境との共生

- ・希少な猛禽類や山野草、蝶類の生息

⇒ 1基あたりの出力増、本数減、風車間の距離を空ける

クリーンエネルギーの取り組み ー畜ふんバイオマスー

➤ 畜ふんバイオガスプラント

- ・稼働年月：平成15年6月
- ・出力：電気 37kW
熱回収量 4.3万kcal
- ・発電量：約5万kWh/年
- ・備考：家畜排泄物の適正処理の過程で発生するメタンガスを有効利用



酪農郷としての責任

- ☆ 堆肥散布時の悪臭を防止（固液分離&メタン発酵）
- ☆ 温室効果ガス（メタン）の抑制（抽出したメタンガスで発電）
- ☆ 消化液＝液肥効果（粗飼料自給率の向上）
- ☆ 散布地とのバランス（消化液を浄化処理すれば河川放流も可能）
- ☆ 電気と熱の利用（プラント内で自家消費）
- ☆ 酪農の新たな魅力（地球温暖化防止&乳製品の高付加価値化）

クリーンエネルギーの取り組み ー木質バイオマスー

➤ 森林面積の概況

- ☆ 林野面積：36,791ha
 - 国有林 757ha
 - 民有林 36,034ha

➤ 森林構成・利用状況

- ☆ 針葉樹 18,822ha
 - カラマツ 7,658ha ・ ・ ・ 用材、集成材、杭、パルプ
 - アカマツ 9,520ha ・ ・ ・ 町外利用、パルプ
 - スギ 1,203ha ・ ・ ・ 町外利用、チップ、用材
 - その他 441ha
- ☆ 広葉樹 17,212ha ・ ・ ・ チップ、ホダ木、炭（燃料）

➤ 伐採量（推定）

- ☆ 素材生産 12,000m³/年
 - 主伐 10,000m³/年
 - 間伐 2,000m³/年
- ☆ 切り捨て間伐 6,500m³/年



エネルギー自給のまちづくり ―地域資源の利活用―

➤ エネルギーの地産地消による副収入と雇用機会

- ☆ 木質バイオマスの活用による雇用の創出
- ☆ 新エネルギー設備の工事やメンテナンス

➤ エネルギーの自立と災害に強い町づくり

- ☆ 系統連系からの自立
- ☆ バックアップ・蓄電池の整備

➤ 設備転換と将来の費用削減

- ☆ 小規模分散化による熱電併給
- ☆ 個人住宅の設備転換

➤ 都市と農村の機能分担・連携

- ☆ 都市：経済
- ☆ 農村：食糧・環境・エネルギー



小・中学生とのふるさと懇談会 ～町の未来を語る～



かりゆし議会 ～沖縄県姉妹町村の絆～



古川 綾 氏

福島県磐梯町議会議員

あや通信

古川綾活動報告
第21号
2020年8月発行



議員としての活動を
掲載中。「参加」を
押してくださいね！

8月11日に臨時議会があり、新型コロナウイルス感染症対応地方臨時交付金事業が審議・可決されました。

コロナに 新たな事業が続々！ 負けない① 私たちの生活に関わるコロナ対策

町民一人につき5000円分の商品券、届きましたね。マスクの早期配布から始まって、一人10万円の給付金もスムーズに配布した磐梯町。今回さらに、国からの交付金を活用して、磐梯町独自の事業が決まりました。かなり盛りだくさんなので、表裏にて、それでもすべては紹介しきれないのですが、皆さんの生活に直接かわる部分を分かりやすくご紹介します。

町民の生活に関わる事業

事業名	内容	事業費
感染予防対策事業	町医療センターや介護老人保健施設の改修、ハーモニー磐梯などの介護施設へのマスク、フェイスマスク、消毒液等の衛生資材配布、避難所の備蓄等を行う。	1866万円
高齢者等感染防止支援事業	敬老祝金を口座振替により支給。合わせて、70歳以上(930名見込み)を対象に町内で使える商品券2000円分を配布。	265万円
新生児臨時特別支給事業	前回、町民一人10万円を支給した際に対象とならなかった4/28以降に生まれた子供がいる家庭に対し、同様の給付を行う。これから生まれる子供もR3年4/1まで対象とする。25名見込み。	250万円
中央公民館改修事業	1階の囲炉裏の間に仕切りを設置し、テーブルを置き、読書・相談スペースに改修。エアコンも設置予定。	350万円
地域コミュニティ施設改修事業	地区の集会施設に、エアコンや空気清浄機、網戸などを設置補助金として50万円を上限に補助する。25行政区×50万円	1250万円
共生社会参画推進事業	女性啓発イベントの実施や、育児休業中におけるEラーニングによるスキルアップなどを委託する。	110万円
健康支援事業	町健康ポイント事業の健康ポイントに応じ、記念品を贈呈する。3000円、6000円、10000円でデジッショボックス、20000円でクオカード500円、50000円でクオカード1000円。	50万円
オンラインお見合いセミナー事業	オンラインでセミナー等を配信し、婚活支援を行う。	30万円

教育・保育に関わる事業

GIGAスクール構想	もともとの国の補助と合わせて、小学校、中学校で、一人1台のタブレット端末をそろえ、学習システムや電子黒板、LAN工事など総合的に整備する。	4600万円
コドモン導入	もともと予定していた保育所に加え、幼稚園、こども館、児童館でもコドモンというアプリを導入し、連絡帳のやりとりなど簡略化する。	535万円

総額は約1億5千万円。国からの交付金を充当する予定です。



コロナ早く
収束すると
いいですね

囲炉裏の間が仕切られたフローリングの相談室に。相談がない時は読書スペースとして開放されます。エアコンが付くのは嬉しいですね！



ふくしま健民アプリも対象。保健センターにスマホを持って行きましょう。
ふくしま健民アプリはこちら。



他に、町の職員さんの在宅勤務の環境整備も行います。

保育所では10月から使用開始予定です。

コロナに
負けない②

まだまだある！

町の今後の発展に向けての事業

産業に関わる事業

事業名	内容	事業費
農業経営持続化 支援事業	認定農業者と認定新規就農者(53経営体見込み)に5万円、加えて、稲作農家(経営水田面積30a以上)に10aあたり4000円を支援する。	1467万円
個人事業者等 サポート事業	前回の飲食・宿泊・小売業対象の給付金事業で対象外となっていた業種で、売上対前年30%減の事業者に20万円を支給。15事業所見込み。	300万円
キャッシュレス決済 普及推進事業	会津若松市で取り組んでいる地域通貨「白虎」を磐梯町でも使えるようにシステムを導入する。	360万円
特産品等購買 支援事業	町の魅力、名産品、宿泊施設などを発信し、特産品を販売するサイトを構築。	500万円

コロナで影響を受けている飲食・宿泊・小売が取引相手の卸売業や建設業へも支援の範囲が広がりました。

若松市民が磐梯町で買い物するきっかけにもなりそうですね。



観光・企業誘致に関わる事業

地域の魅力 磨き上げ事業	文化資源、古民家、寺等を観光資源として一層活用すべく、AR(ススマホやiPadのカメラで映すと説明や画像が見える仕組み)や、多言語説明の開発・発信をする。	500万円
磐梯町駅舎 活用事業	WiFi環境整備、展示用パネル、空気清浄機などを設置。また、地域おこし協力隊に先進的な駅で研修してもらい、磐梯駅舎の活用を担ってもらう。	100万円
企業人材 採用サポート事業	町内に企業を誘致するため、都市部の企業に対して視察補助や説明会を行う。30万円×10社、委託料100万円	400万円
サテライトオフィスの 開設等支援事業	都市部の事業者やフリーランスの方が旧セツ森センター(現Living Anywhere)をサテライトオフィスとして使えるように整備。除雪機や照明LED、キッチンを整える。	250万円



今回、町の職員のみならず、皆さんが事業を考え、予算を超える案が出て、吟味を重ねて事業が決定しました。これからの実施もがんばりどころ。みんなが支えて乗り切り、町の発展に向けてご協力お願いします！

みみより 県の婚活サイトも 婚活情報 町補助の対象！

「はび福なび」って、ご存じですか？福島県が設置したセンサーが提供する、オンラインで結婚のお相手を紹介するマッチングシステムです。コロナ禍において、オンラインで紹介してもらえるのはありがたいですよ。登録には1万円がかかりますが、町の補助金を申請できます。つまりタダ！年会費や紹介料はかかりません。ぜひ婚活にお役立てください☆



はび福なび

◆オンライン婚活の紹介システム
◆問内どこにいても同様のサービスをご提供します！
入会申し込み受付中

詳細はこちら



【編集後記】7月30日に交流館で「磐梯名水乾杯条例」の制定を目指す集いを行いました。お酒だけでなく、名水から作られる甘酒、リンゴジュース、トマトジュース、牛乳などで乾杯しようという条例になります。磐梯町の飲料関係の事業者さん、飲食・宿泊関係の方と議員が一堂に会し、名水をテーマにPRから環境保全まで想いを語り合い、ステキな交流の場になりました。

「磐梯名水乾杯条例」は9月の議会で議員提案される予定です。

これが可決されれば、なんと磐梯町初！“議員立法”となります。こんな時期だから、力を合わせて町を元気にしていきたいですね！



取り上げてほしいこと、お困りごと、ご意見、お気軽にご連絡ください！

古川あや後援会 住所:大谷落合4213 TEL:090-8055-5173 メール: aya@bandaifarm.com

磐梯町議会の デジタル化の取り組み

福島県磐梯町議会 古川綾

磐梯町はどこ？！



立地 会津地方、磐梯山のふもと
人口 3,411人(1,200世帯)

北塩原村 檜原



吉多古市

SIGMA



磐梯町

星野リゾート
アルツ磐梯

猪苗代町

JR磐越西線

SIGMA

猪苗代湖

会津若松市



磐梯町議会の概要

定数：10名

議会の動画の中継
録画配信なし

議事録のHP掲載も
なし

委員会是非公開

議員全員協議会も
非公開

2011年6月選挙			2015年6月選挙			2019年6月選挙		
町長		3期目	町長		4期目	町長		星野リゾートの元支配人
男性	61		男性	65		男性	57	
議員			議員		町政以来初の女性議員 星野リゾートの元支配人	議員		
男性	59		女性	37		女性	37	
男性	55		男性	53		男性	67	
男性	59		男性	63		男性	61	
男性	66		男性	72		男性	70	
男性	59		男性	66		女性	41	
男性	60		男性	63		男性	63	
男性	68		男性	70		男性	67	
男性	68		男性	64		男性	46	
男性	63		男性	59		男性	63	
男性	61		男性	59		男性	76	
平均	61.8	-1.2歳	平均	60.6	-1.5歳	平均	59.1	

デジタル化導入の理由

人口減少、少子高齢化、鳥獣被害、耕作放棄地
スーパー閉店、地域交通、厳しい財政



地方の課題の解決にはデジタル化が不可欠
先進的自治体となり企業や人材を呼び込む



2019年11月1日

全国初！

CDO (Chief Digital Officer)
最高デジタル責任者 菅原直敏氏
一般社団法人Publitech 代表理事
神奈川県議会議員



議会のデジタル化に向けた動き

2019年10月11日	議会全議員協議会にてDXについて勉強会を開催
2020年3月5日	議会全員協議会においてオンライン会議システムを活用して「デジタル変革戦略室」について説明を実施
2020年4月27日	地方議会のオンライン開催についての取り組み開始
2020年5月11日	第1回 磐梯町議会デジタル変革検討委員会を開催
2020年5月15日	第2回 磐梯町議会デジタル変革検討委員会を開催
2020年5月26日	磐梯町議会のオンライン開催等に向けた提言書を議会で承認
2020年6月9日	6月定例会においてオンライン常任委員会開催
2020年6月29日	第3回 磐梯町議会デジタル変革検討委員会を開催
2020年7月31日	第4回 磐梯町議会デジタル変革検討委員会を開催
2020年9月4日	第5回 磐梯町議会デジタル変革検討委員会を開催
2020年9月14日	9月定例会においてオンライン常任委員会開催



全国初！



議会のデジタル化の状況と課題

【活用状況】

議員全員にタブレット貸与（庁舎内のみ、持ち帰り不可）

企業から期間限定で無償レンタル中、期間終了後は地方創生臨時交付金事業で整備予定。

その後は持ち帰りも可能となる予定。

クラウド本棚（ペーパーレス文書共有システム）とZoomを活用

クラウド本棚のシステム利用料は、町職員全員利用の条件で3年間無償



【よかったこと】

本会議中にタブレットを使用できる

3つの部屋をつないで関係者全員で委員会が実施できる



【課題】

全員同条件、足並みをそろえなければならない、紙の資料も配布しておりペーパーレスになっていない
やはり聞こえにくい、マスクをかけているとなおさら

維持費がかかる（年間でWifi約120万円、庁舎外での通信費約100万円、タブレット保守料）

議会のデジタル化の今後と将来

【今後、予定していること】

委員会については、会議規則を変更して正式にオンラインで行えるようにする

本会議については、地方自治法を変えてもらうように国に意見書を出す

地方自治法が変わらない限り、議場にいないと「出席」とみなされない、
オンラインでの発言が許されない、試験的な運用もできない。

【実現したい未来】

多様な人が、多様な形で議会に参加し、よりよい自治体を目指し効率よく行動できる

仕事しながら、育児しながら、介護しながら議員⇒議員のなり手不足解消

庁舎外勤務の職員・関係者のオンライン参加⇒職員の時間の有効活用

磐梯町からのお願い

ご清聴ありがとうございました。

お話を聞いて頂いたのも何かのご縁ですので、もしよろしかったら以下にご協力ください。

①町の取り組みをシェアしてください。

今回のお話も踏まえ、みなさんの持っているSNSやブログ等で磐梯町のDXの取り組みを取り上げててください。

肯定的であっても、否定的であっても構いません。より多くの方々に取り組みを知って頂くことで、町の認知度向上と自分たちの振り返りに繋がっていきたいと思います。

②町の交流人口になってください。

磐梯町では、交流・関係人口の拡充をうたっています。

オンラインのフェイスブックグループがありますので、この機会に是非交流人口になって頂けたらと思います。

③ご来訪をお待ちしております。

今回はオンラインでの対応でしたが、是非現地に遊びにお越しください。



DX戦略室ページ



磐梯町FBグループ



磐梯町マスコットキャラクター
ロボばんじい



ふるさと納税ページ

吉田 栄光 氏

福島県議会議員

地方議会活性化シンポジウム 2020 パネルディスカッション資料

令和2年11月20日

福島県議会議員 吉田栄光

新型コロナウイルス感染症に対する福島県議会の対応状況

新型コロナウイルス感染症に伴い実施した 福島県議会の主な対応

議会運営	臨時会開催	・ 緊急に対応すべき補正予算審議のため、5月連休中に臨時会を開催
	開催場所	・ 臨時会では議席を1席ずつ空けて着席し、傍聴席を議席として使用 ・ 6月定例会以降は、議員の半数は議席を1席ずつ空けて議場着席、半数は別室で議会中継を視聴 ・ 常任委員会・特別委員会は、3密とならない広めの会場を使用して実施
	執行部出席者	・ 本会議、委員会とも執行部の出席者人数を限定
	感染防止対策	・ 登庁前に検温し、発熱や咳等の症状の場合は登庁自粛、欠席届出 ・ マスク着用、手指消毒 ・ 議場演壇に飛沫感染防止の亚克力衝立設置 ・ 傍聴席の人数制限
	県内外調査の見直し	・ 県外調査中止、県内調査延期
執行部への照会・要望対応		・ 各会派や各議員において、県内各団体や県民の要望等を聴取 ・ 議員からの執行部への照会・要望窓口を議会事務局に一本化 ・ 執行部からの回答を取りまとめて、各会派を通して議員に情報共有
情報提供		・ 県感染症対策本部の資料をはじめ、新規性・重要性のある情報等を各会派を通して議員に情報提供

経験を
踏まえた
対応

柔軟で機動的な議会運営

住民要望の把握

執行部との連携

【参考】東日本大震災(H23.3.11発災)時の福島県議会の主な対応

(発災直後)

- ・ 2月定例会の会期を2日間短縮（総括審査会を中止）し、3月14日に閉会
- ・ 議場が使用不能となったため、正庁で本会議を開催
- ・ 執行部出席者の人数を限定
- ・ 登庁できない議員は欠席の取扱い
- ・ 作業服での本会議出席可

(平成23年5月臨時会)

- ・ 臨時会の開催 平成23年5月18日～19日
- ・ 「東日本大震災復旧復興対策特別委員会（正副議長を除く全議員で構成）」の設置

- ・ 議会災害対策本部を設置し、各議員は、地元地域の被災者支援など災害対策活動を実施
各議員から執行部への照会・要望の窓口を対策本部に一本化
各会派等は地元要望を取りまとめ、議長に報告し、議長は県等への要望事項を取りまとめ

- ・ 県災害対策本部に議長が出席し、本部会議の資料は全議員に提供

(参考) 新型コロナウイルス感染症に対する都道府県議会の対応状況について

1 本会議・委員会・協議・調整の場における感染防止対策（主なもの）

	入室者の手指 のアルコール 等による消毒	マスク着用	換気の実施	出席説明者 （執行部職員 等）の縮小	座席間隔を空 ける（委員会 等）
都道府県数	44	40	39	35	21
割合	93.6%	85.1%	83.0%	74.5%	44.7%

2 議会傍聴者への対応（主なもの）

	入室者の手指 のアルコール 等による消毒	マスク着用	発熱時等の傍 聴自粛要請	傍聴の自粛要 請	座席間隔を空 ける（傍聴 席）
都道府県数	40	25	22	17	15
割合	85.1%	53.2%	46.8%	36.2%	31.9%

3 その他

	委員会や議員派遣、政務活 動等による県外調査の自粛	議会独自の対策本部 等の設置
都道府県数	36	14
割合	76.6%	29.8%

※ 全国都道府県議会議長会事務局調（令和2年10月15日現在（議会独自の対策本部等の設置は令和2年9月24日現在））

都道府県議会制度研究会報告書 (令和2年3月30日)

設置経緯

○平成31（2019）年の統一地方選挙の前後において、地方議会については、投票率の低下を始め、議会に関する住民の理解・関心の低下、小規模議会における議員のなり手不足、加えて都道府県議会議員、町村議会議員選挙においては、無投票当選者の増加という問題が表出。

○上記のような最近の地方議会を巡る問題の状況等を踏まえた検討を行うため、全国都道府県議会議長会が令和元年5月16日「都道府県議会制度研究会」（座長：中邨章・明治大学名誉教授）を設置。

報告書の概要

○「都道府県議会制度研究会」が**令和2年3月30日、23の提言事項からなる報告書**を全国都道府県議会議長会に提出。

- | | |
|--|--|
| ① 議長に議会招集権を付与する【法改正事項】 | ⑭ 災害に備え、議会・議員としての役割を業務継続計画（BCP）等に定めておくとともに、議決事件に地域防災計画等を追加する |
| ② 議会を議員と知事の討議の場とする | ⑮ 地方議会議員の位置付け、職務等を地方自治法において明確化する【法改正事項】 |
| ③ 再議制度を見直す【法改正事項】 | ⑯ 地方議会議員が厚生年金制度に加入する【法改正事項】 |
| ④ 予算修正権の制約を見直す【法改正事項】 | ⑰ 会派の活動内容をできる限り公開する |
| ⑤ 専決処分の対象を見直す【法改正事項】 | ⑱ 市と市の合区が弾力的にできるようにする【法改正事項】 |
| ⑥ 地方議会の位置付け、権限を地方自治法において明確化する【法改正事項】 | ⑲ 立候補に至るまでの手続をわかりやすくする |
| ⑦ 議会の調査研究・政策立案を支援できる人材を養成する | ⑳ 立候補に伴う企業等による休暇を保障する制度等を整備する【法改正事項】 |
| ⑧ 執行機関の職員を議会・議員に対しても補佐させる体制とする | ㉑ 供託金の金額を見直す【法改正事項】 |
| ⑨ 議会の調査研究・政策立案機能を支援するような機構（シンクタンク）を設置する | ㉒ 女性が立候補しやすく、議員となった後も活動しやすい環境を整備する |
| ⑩ 図書室を有効に活用する | ㉓ 議員活動を支える研修を整備する |
| ⑪ 広報紙や議会報告会等は議会としての実績を発信する | |
| ⑫ 住民の関心と都道府県行政の課題を結び付ける等により、議会として住民とのつながりを構築する | |
| ⑬ 議会・議員に対する住民への理解を得るため、教育の場等を通し、議会・議員の役割等を説明する | |

今後の地方議会・議員のあり方に関する決議の概要(令和2年7月14日)

提言事項(法は法改正事項)(令和2年3月30日)

- ⑥ 地方議会の位置付け、権限を地方自治法において明確化する(法)
- ⑮ 地方議会議員の位置付け、職務等を地方自治法において明確化する(法)
- ⑯ 地方議会議員が厚生年金制度に加入する(法)

- ① 議長に議会招集権を付与する(法)
- ④ 予算修正権の制約を見直す(法)
- ⑤ 専決処分の対象を見直す(法)
- ③ 再議制度を見直す(法)
- ② 女性が立候補しやすく、議員となった後も活動しやすい環境を整備する
- ⑭ 災害に備え、議会・議員としての役割を業務継続計画(BCP)等に定めておくとともに、議決事件に地域防災計画等を追加する
- ⑫ 住民の関心と都道府県行政の課題を結び付ける等により、議会として住民とのつながりを構築する

- ⑮ 市と市の合区が弾力的にできるようにする(法)
- ⑳ 立候補に伴う企業等による休暇を保障する制度等を整備する(法)
- ㉑ 供託金の金額を見直す(法)
- ⑲ 立候補に至るまでの手続をわかりやすくする

- ⑦ 議会の調査研究・政策立案を支援できる人材を養成する
- ⑨ 議会の調査研究・政策立案機能を支援するような機構(シンクタンク)を設置する
- ㉒ 女性が立候補しやすく、議員となった後も活動しやすい環境を整備する(再掲)
- ㉓ 議員活動を支える研修を整備する

- ② 議会を議員と知事の討議の場とする
- ⑧ 執行機関の職員を議会・議員に対しても補佐させる体制とする
- ⑪ 広報紙や議会報告会等は議会としての実績を発信する
- ⑬ 議会・議員に対する住民への理解を得るため、教育の場等を通し、議会・議員の役割等を説明する
- ⑰ 会派の活動内容をできる限り公開する

決議(令和2年7月14日)

1 議会・議員のあり方

- (1) 議会の位置付け、権限を明確化すること(法)
- (2) 議員の位置付け、職務等を明確化すること(法)
- (3) 厚生年金への議員の加入のための法整備を行うこと(法)

2 議会審議のあり方等

- (1) 議長に議会招集権を付与すること(法)
- (2) 予算修正権の制約を見直すこと(法)
- (3) 契約の締結、財産の取得・処分の議決対象の基準を条例に委任すること(法)
- (4) 専決処分の対象を見直すこと(法)
- (5) 再議制度を見直すこと(法)
- (6) 本会議及び委員会をオンライン会議により開催できるようにするとともに、議会のICT化への取組を支援すること(法)
- (7) 災害時における議会と執行機関との連携のあり方に関する計画策定等の支援を行うこと
- (8) 地方自治法第100条の2の依頼対象者に一般の住民が含まれることを明確化すること
- (9) 国の政策立案に意見書を積極的に活用し、活用結果を公表すること

3 立候補環境の改善

- (1) 市と市の合区が弾力的にできるようにすること(法)
- (2) 立候補に伴う企業等による休暇を保障する制度を整備すること(法)
- (3) 供託金の金額を見直すこと(法)
- (4) 立候補に至るまでの手続を分かりやすく示した資料を作成し、公開すること

4 議会・議員活動への支援等

- (1) 議会に調査研究・政策立案を支援及び法務に精通する人材を確保できるようにするとともに、シンクタンクの設置を支援すること
- (2) 両親ともに育児休業をする場合の特例を議員にも適用すること(法)
- (3) 議員活動を支えるための全国レベルの研修を支援・整備すること

過去の要請・要望

H26.6.2「地方制度調査会における重点検討項目について」

- 契約の締結、財産の取得・処分の議決対象の基準を条例に委任すること(法)

H22.1.21「議会機能の充実強化を求める緊急要請」

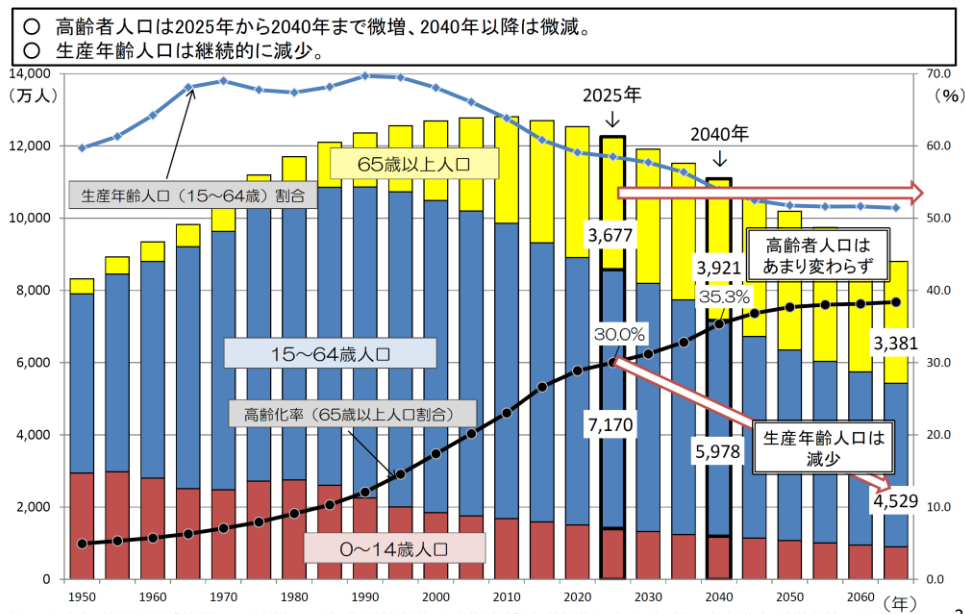
- 議会意思を確実に国政等に反映させるため、議会が議決した意見書に対する関係行政等の誠実回答を義務付けること

議会が継続する必要性

- 「住民ニーズや地域課題が多様化・複雑化する一方、経営資源が制約される中であって、広い見地から個々の住民の利害や立場の違いを包摂する地域社会のあり方を議論する議会の役割がより重要になる。」（第32次地方制度調査会答申）
 - 災害時やコロナ禍のような非常時において、執行機関の施策が適切に実施され、効果が十分に発揮されるには、住民が置かれている様々な状況を把握し、それを踏まえて議論し、意思決定する議会の役割が重要となる。
- ↓
- 議会は、役割を果たすために、継続して活動する必要がある。

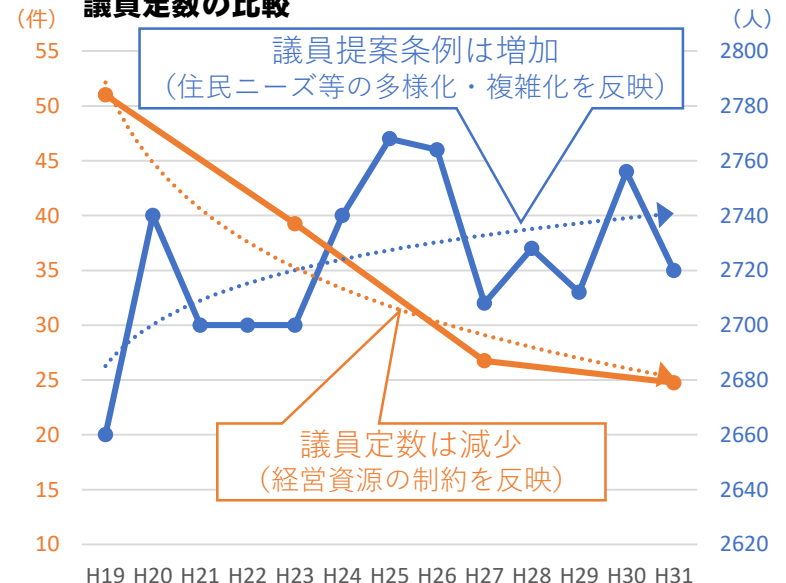
(参考)

我が国の人口の推移と見通し



(第32次地方制度調査会第2回専門小委員会資料3から引用)

都道府県議会における議員提案条例（行政関係）と議員定数の比較



● 議員提案条例（行政関係） ● 議員定数

(全国都道府県議会議長会調)

今後の地方議会・議員のあり方に関する決議①(令和2年7月14日)

<議会のICT化（デジタル化）の必要性>

2 議会審議のあり方等

(決議 2 (6))

(6) 本会議及び委員会をオンライン会議により開催できるようにするとともに、議会のICT化への取組を支援すること【地方自治法改正事項含む】

- 新型コロナウイルス感染症や近年全国各地で頻発する大規模災害（地震、豪雨等）を巡る情勢、女性議員の出産・育児と議会活動の両立が求められている状況等に鑑み、迅速かつ柔軟な本会議及び委員会のあり方が求められている。



- オンライン会議により開催できるよう具体的に検討していくことが必要である。

<議会と執行機関の連携の必要性>

2 議会審議のあり方等

(決議 2 (7))

(7) 災害時における議会と執行機関との連携のあり方に関する計画策定等の支援を行うこと

- 議員は、執行機関よりも地域や住民に接触する機会が多く、特に災害時には、地域の現地情報、住民からの要望等をいち早く把握することが可能



- 災害時には、議会と執行機関が連携して対応する必要がある。

今後の地方議会・議員のあり方に関する決議② (令和2年7月14日)

<議会の位置付け等の明確化の必要性>

1 議会の位置付け、議員の職務等

(決議 1 (1)・(2))

(1) 議会の位置付け、権限を明確化すること【地方自治法改正事項】

<現行制度> 地方自治法
第八十九条 普通地方公共団体に議会を置く。

○地方議会については、「議会を置く」と規定するのみ（第96条以下は、議決事件等を規定するのみ。）。

○議会を団体意思決定機関として位置付けるとともに、議会機能を明確化するため、議会の権限を規定する必要がある。

条文案

〔議会の設置〕

第八十九条 普通地方公共団体に、議会制民主政治における意思決定機関として、住民を代表する選挙された議員をもつて組織される議会を置く。

〔議会の権限〕

第九十五条の二 普通地方公共団体の議会は、次条※に規定する議決により当該普通地方公共団体の事務の方針を決定し、並びにその管理及び執行を監視する。※ 第96条を指す。

<参考> 日本国憲法

第九十三条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

② 略

(2) 議員の位置付け、職務等を明確化すること【地方自治法改正事項】

○議員は閉会中も住民からの要望聴取、地域の課題の調査等の活動を行っている。

○議員の職務や責任を明確化し、議員活動に対する住民の理解を促進する必要がある。

条文案

〔議員の職務等〕

第八十九条の二 普通地方公共団体の議会の議員は、常に、当該普通地方公共団体の住民の意思を適切に把握し、及び当該普通地方公共団体の事務に関する調査研究その他の活動等を行うとともに、その有する識見を活用し、自らの判断と責任において、議会の審議に参加しなければならない。

② 普通地方公共団体の議会の議員は、議会制民主政治におけるその職務の重要性を認識し、その識見の向上に努め、全力を挙げてその職務を行わなければならない。

③ 普通地方公共団体の議会の議員は、他の職務に従事する場合において、議員の職務を行つたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いを受けない。

今後の地方議会・議員のあり方に関する決議③(令和2年7月14日)

<多様な人材の参画の必要性>

1 議会・議員のあり方

(決議 1 (7))

(7) 厚生年金への議員の加入のための法整備を行うこと【地方公務員等共済組合法及び厚生年金保険法改正事項】

- 今後議員になりたいと考える女性や若者を後押しするためにも、厚生年金への議員の加入のための法整備を行うこと。

3 立候補環境の改善

(決議 3 (1)～(4))

(1) 市と市の合区が弾力的にできるようにすること【公職選挙法改正事項】

(2) 立候補に伴う企業等による休暇を保障する制度を整備すること【公職選挙法改正事項】

- 民間企業に勤務する人々が議員に立候補するに際して、職場において不利益な取り扱いがされないよう、制度を整備すること。

(3) 供託金の金額を見直すこと【公職選挙法改正事項】

- 立候補しやすい環境整備を行う観点から、金額を見直すこと。

(4) 立候補に至るまでの手続を分かりやすく示した資料を作成し、公開すること

- 選挙に立候補する手順や準備等を分かりやすく示した資料を作成し、ウェブサイトにより公開すること。

4 議会・議員活動への支援等

(決議 4 (1)～(3))

(1) 議会に調査研究・政策立案を支援及び法務に精通する人材を確保できるようにするとともに、シンクタンクの設置を支援すること

(2) 両親ともに育児休業をする場合の特例を議員にも適用すること【育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律改正事項】

(3) 議員活動を支えるための全国レベルの研修を支援・整備すること

